

令和5年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年12月14日

開会 午前10時00分

閉会 午後5時39分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山	正一
	3番	淀谷 融	5番	金安	英照
	6番	向山 博	7番	難波	修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷	要
	10番	永井 浩	11番	熊谷	雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

10番 永井 浩 1番 佐々木雄三

○説明のために出席した者の職氏名

町長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明

日程第4	一般質問	金安 英照 難波 修二 淀谷 融 永井 浩 柳谷 要
日程第5	選挙第1号	蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第6	同意第1号	蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第7	同意第2号	蘭越町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第3号	蘭越町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	議案第1号	示談の締結について
日程第9	議案第2号	蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
日程第10	議案第3号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第11	議案第4号	蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第5号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第6号	蘭越町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第7号	蘭越町税条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第8号	蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第9号	蘭越町手数料条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第10号	蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第18	議案第11号	不動産の取得について（さくら団地定住促進住宅4号棟）
日程第19	議案第12号	蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第13号	令和5年度蘭越町一般会計補正予算（第6号）
日程第21	議案第14号	令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第15号	令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第16号	令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第17号	令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第18号	令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第19号	令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第27	報告第1号	所管事務調査の結果報告について（総務文教常任委員会）
日程第28	報告第2号	所管事務調査の結果報告について（経済建設常任委員会）
日程第29	報告第3号	例月出納検査結果報告
日程第30	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和5年第4回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和5年第3回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番永井議員、1番佐々木議員を指名いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和5年第4回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日15日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会することにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日15日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第4回蘭越町議会臨時会が開催された11月2日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、11月4日、土曜日、10時00分から、この日は港地区の住民を対象に地震津波避難訓練を実施しております。

訓練に参加された24名の住民の皆さんは、想定される津波到達時間16分以内に指定された5か所の緊急避難場所に避難を完了し、所期の目的を達成することができました。

また、避難訓練終了後には、訓練副科目として、札幌管区気象台の担当者による津波防災講話や陸上自衛隊によるドローンの訓練展示、蘭越町日本赤十字奉仕団による炊き出しの実施と体験喫食を行っております。

この避難訓練は、地震、津波の発生時に自分の避難経路を確認し、避難を迅速かつ安全に行うことを目的に実施をしております。引き続き、様々な防災活動を通じて、住民の皆さんの防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

11月10日、金曜日、8時30分から、この日は新たに民生委員児童委員として委嘱された、蘭越町2町内にお住いの谷口純一さんに、厚生労働大臣、北海道知事からの委嘱状をお渡ししました。

谷口さんは、本年3月まで蘭越駐在所長として勤務しておられまして、その経験を活かし、町民の皆さんの良き相談相手となっていていただくよう、また、地域福祉の向上への御協力をお願いをしたところでござい

ます。

同日、午前10時から、昆布町の田端勇さんに、北海道善行章の伝達をさせていただきました。

田端さんは、けがによる障がい克服し、長く農業に従事され、自立活動に励むとともに、平成22年から蘭越町身体障害者福祉協会監事としても、障害者福祉の向上に努められてきた功績が認められ、この度の受賞に至ったものでございます。

これまでの功績に敬意を表するとともに、健康には留意され、今後も地域福祉の推進のために御協力くださるようお願いをいたしましたところでございます。

2ページ、11月18日、土曜日、9時から、この日は第12回米ー1グランプリ in らんこしが開催され、開会式で歓迎の御挨拶を申し上げます。

本大会には全国各地から過去最高の380品の出品があり、予選審査を勝ち進んだ30品、29名が出席、1名はリモート参加、うち蘭越町5名による決勝大会が行われて、審査員9名の審査によるトーナメント方式で行われました。

昨年まで新型コロナウイルス感染症防止対策として内容に一部制限を行っておりましたが、本大会は4年ぶりに一般来場者を受入れての実施となりました。

中村裕之衆議院議員、大築紅葉衆議院議員、野崎北海道農政部食の安全推進監も御来場いただき、盛会のうちに終了しております。

結果は、御承知と思いますが、グランプリに字田下の安田伸二さんのゆめぴりかが選ばれました。

安田さんは第1回から連続して出品され、準グランプリ1回、銅賞2回を受賞しており、本町として第9回目以降5人目のグランプリに輝きました。

向山実行委員長をはじめ、実行委員の皆さんには、御尽力いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます次第です。

11月20日、月曜日、17時10分から、この日は愛知県豊田市のトヨタ自動車本社で、佐藤社長、南山ガズレーシング企画部長と懇談を行い、トヨタ自動車の社員食堂でらんこし米を使用いただいていることに対して、お礼を申し上げますとともに、蘭越等の現状、米ー1グランプリの結果などもお伝えしております。

また、22日には、豊田市で開催されたグッドドライバーレッスンに出席、その後、トヨタタイムズの取材を受けたところでございます。

期間中、今後もラリーやグッドドライバーレッスンなどの継続開催、新たな取組に対するお話しなどもすることができ、大変有意義な時間となりました。

11月25日、土曜日、15時から、この日は蘭越町卓球協会創立50周年記念式典が執り行われ、御案内をいただきましたので、お祝いの御挨拶をいたしております。

当日は、熊谷議長、野崎後志卓球連盟会長も御臨席され、また、これまで蘭越町卓球協会に関わられた方々も各地からお越しになり、41名の出席のもと挙行されました。

また、式典後には祝賀会も行われ、終始和やかな式典でありました。

3ページ、11月29日、水曜日、10時から、この日は通算31年の永きにわたり、延べ43回の各種統計調査に調査員又は指導員として従事され、統計調査の発展と業務内容に顕著な功績のあった目名町の中田充雄さんに対し、北海道知事から北海道社会貢献賞が贈呈され、伝達をしたところでございます。

同日、11時から、JAようてい水稻生産組合の大友組合長と同支所の土井支所長が来庁され、道産ブランドゆめぴりかの新米の出来栄を競うゆめぴりかコンテストの全道大会において、2年連続3度目となる最高金賞獲得の報告を受けたところでございます。

北海道米の新たなブランド形成協議会の主催で、今回で8回目、全道7地区の予選を勝ち抜いた7団体からの出品について味や香りが審査されております。

大友組合長からは、記録的な猛暑で栽培が難しかったが、生産者の努力が実ったと話され、私からは米1グランプリに続いてらんこし米が評価されたことは、米が基幹産業の本町にとって本当に良い結果で、生産者の努力のたまものとお祝いを申し上げたところでございます。

11月30日、木曜日、9時半から、この日は令和5年度蘭越高校生模擬議会を開催しております。

今回で21回目となる模擬議会ですが、本年も高校3年生の議員から、町内の清掃ボランティア、動画投稿による町のPR活動、倶知安方面へのスクールバスの運行、移住者のためのお米券の配布について、高校生ならではの感性が光る素晴らしい質問、御提案をいただいたところ

です。

今後も、将来の日本を担う若い世代が町の魅力を見つめ、地域の活性化を考え、町政に関心を持つ機会として、蘭越高校の協力を得ながら、模擬議会を開催してまいりたいと考えております。

12月2日、土曜日、9時半から、この日は第43回蘭越町青少年健全育成研究集会、第60回蘭越町PTA連合会研究大会が開催され、出席をいたしております。

前段、先に初めての海外見学旅行を行った蘭越高校の生徒6名によりその報告が行われ、楽しかった旅行の様子や現地の学校との交流など、大変有益であったことが披露され、感心して拝聴したところでございます。

また、函館からお越しいただいた、地域教育コーディネーター北海道地学協働アドバイザーでファーストナレッジ株式会社代表取締役の青田基さんから、学校と地域の役割、目指すべき形のあり方などについて御講演をいただきました。

同日、午後1時30分から、令和5年度の社会教育関係表彰式が挙行され、まちの芸術文化の振興に著しく貢献され、文化団体組織の育成強化並びに芸術文化の普及・発展に多大な貢献をされた蘭越短歌会の西條美登さんに蘭越町文化功労賞、また、2023全日本ジュニアスキー選手権大会アルペン競技女子大回転で準優勝された、蘭越中学校1年の佐々木里和子さんにスポーツ栄誉賞を贈呈をいたしたところでございます。

12月5日、火曜日、11時から、この日は蘭越町老人クラブ連合会設立40周年記念式典が執り行われ、御案内をいただきましたので、お祝いの御挨拶をいたしております。

当日は、同クラブ会員80名の御出席のもと挙行され、式典後には祝賀会も行われたところでございます。

次に、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件について、御報告を申し上げます。

本事件は、原告、町内在住の野村一也氏が、被告、蘭越町と難波修二議会議員を相手に、チセヌプリスキー場の売却等に係る汚職調査に対し、理由なく原告の請求を拒絶し、繰り返し原告を侮辱又は原告の名誉を棄損する行為を行ったことにより、甚大な時間的・精神的損害を受けたとして損害請求を求め、令和5年3月27日、札幌地方裁判所岩内支部へ訴状を提出したものでございます。



これまでの経過でございますが、6月21日に第1回口頭弁論、8月2日に第2回口頭弁論が札幌地方裁判所小樽支部で開かれております。

第2回口頭弁論では、原告は本人野村一也氏が出頭し、被告は蘭越町と難波修二氏の代理人となる佐々木総合法律事務所の弁護士2名が出頭しております。

冒頭、被告の代理人弁護士から書面により陳述、その後、裁判所から原告野村一也氏に対し、原告が主張されている名誉棄損等に対し、主張の趣旨を明らかにし、何が違法行為なのか具体的に特定するよう指示がなされ、原告が9月4日までに書面にて裁判所へ提出することになりました。

被告の代理人弁護士からは、訴訟提起に及んでいる上、犯罪行為であることも書かれているのに主張が全く特定されておらず、次回までに主張が特定されないのであれば、請求棄却の方向で検討を進めてもらいたいことを述べております。

9月13日、第3回口頭弁論が札幌地方裁判所小樽支部で開かれ、原告は本人野村一也氏が出頭し、被告は蘭越町と難波修二氏の代理人となる佐々木総合法律事務所の弁護士2名が出頭しております。

冒頭、裁判所が原告野村一也氏に対して、9月4日までに書面提出が無かったことを指摘したところ、期日延期を求めたのに延期が認められなかったこと、違法な行為の特定のみでは背景が伝わらないので、背景事実から整理し直そうとしたところ、提出期限に間に合わなくなったこと等の説明が原告からなされました。

裁判所からは、原告自身が提出期限を9月4日と決めたものであり、安易に期日延期は認められないことが指摘され、背景事実の整理の話があるが、請求原因自体は変わらないものであることが確認されております。

また、裁判所から再度の提出期限を設けることは認めるものの、1か月後までの提出期限とするよう求めたところ、原告野村一也氏から約10分にわたり、自身が無報酬で活動を行ってきたものであり、公共的な活動を行っていることや、被告に適切な取材対応をしてもらえなかったこと、また、裁判所の指示内容や一月しか提出期限を延ばしてもらえないことに対して、意見を述べるに至りました。

最終的に裁判所は、原告に対し、書面の提出期限を2か月後の11月13日とするので厳守するよう指示がなされております。

被告の代理人弁護士からは、次回期日までの期間が相当空くものであり、当初、原告は一月程度で準備可能とも述べていたもので、原告には早期に書面提出を求め、間に合えば、次回期日までに当方から反論まで行うことを述べております。

12月6日、第4回口頭弁論が札幌地方裁判所小樽支部で開かれ、原告は本人野村一也氏が出頭し、被告は蘭越町と難波修二氏の代理人となる佐々木綜合法律事務所の弁護士2名が出頭をしております。

冒頭、原告野村一也氏からの準備書面・訴状補正書の提出が確認され、これらについての陳述がされました。

裁判所から原告に対して、準備書面をもってしても原告が主張する請求原因が特定されていないことが指摘されました。

原告野村一也氏からは、書面内容を説明するとともに、さらに補充したいことが述べられましたが、裁判所からは、原告の要望を受けて2か月の準備期間を追加で与え、11月13日を期限として厳守するよう指示していた経過であり、追加の主張準備期間は認められないことが述べられました。

被告の代理人弁護士からは、原告の主張は争うものとし、8月2日の時点で、次回までに主張を特定できなければ終結すべきことを述べており、また、9月13日の期日でも、最終期限として2か月の準備期間が付与されたものの、主張が特定されなかった経過であるので、審理を終結することはやむを得ないことを述べております。

原告野村一也氏からは、審理を終結することに抗議がありましたが、裁判所からは、判決を行うに審理は熟していることが述べられ、12月6日をもって終結となっております。

なお、判決の言い渡し期日は、令和6年1月24日と指定されております。

以上、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件についての行政報告を終わります。

次に、倶知安厚生病院第2期整備事業の進捗状況について、御報告申し上げます。

令和4年4月、精神神経科病棟1階の改修工事が着工され、同年7月までに精神作業療法などの一部機能が同棟2階と3階へ移転されております。

また、同じく令和4年の8月に着工した北棟及び保育所棟の解体工事

が、同年11月に終了し、北棟にあった院長室や総務課などの管理機能が、改修が完了した精神神経科病棟の1階に移されたほか、保育所は他の所有施設を改修し、一時的に移転されております。

現在は、増改築棟の建設工事中となっており、約2週間の工期の遅れはありますが、令和6年11月のリニューアルオープンに向けて、土曜日開所作業や時間延長等の対応が行われております。

なお、西棟、中央棟及び東棟の解体工事は、令和6年11月に着工、令和7年10月の終了を予定しているほか、駐車場等の外構工事は、令和8年4月着工、同年8月に終了予定としており、現在のところ工期の変更はございません。

議員の皆さんには、今年1月、臨時会での行政報告の資料としてお配りしました整備スケジュール資料を改めてお配りいたしましたので、後ほど確認をお願いしたいと思います。

また、倶知安厚生病院の増改築工事の契約に関して、昨今の建築資材等に係る価格高騰やウクライナ情勢の悪化、急激な円安等の影響により、施工業者から北海道厚生連に対して当初の工事費から約7%程度の増額要請があったことについて、10月23日に開催された倶知安厚生病院第2期整備推進協議会役員会において正副会長に対し、説明がございました。

今般の社会情勢等による工事費への影響は、今後もあり得ることから、倶知安厚生病院第2期整備費用に対する協定書に基づき、協議会において、今後協議を重ねることとなりました。

なお、工事費の増額分について、北海道厚生連においても負担と検討をいただくことを役員会で要請をいたしたところでございます。

以上、倶知安厚生病院第2期整備事業の進捗状況についての報告を終わります。

次に、蘭越診療所、高階医師の退任について御報告申し上げます。

この度、蘭越診療所院長を務めていただいております高階医師より、来年3月をもって診療所医師を辞したいとお申出がありました。

高階医師は、昭和47年10月からこれまで51年もの永きに渡り、旧蘭越診療所の医師、さらには、一灯園嘱託医師や町内学校医を務められるなど、地域医療に御尽力をいただいております。

また、統合診療所開業に向けた取り組みに際しても、御支援や貴重な御意見をいただくなど、心より感謝しているところであります。

私としては、もうしばらくの間、診療所の運営に御支援をいただきたく、慰留に努めようと考えましたが、医師からは、御家族の想いも受けての御判断のこととお聞きし、また、腰の不調で入院された際には、患者のことを第一に考え、退院後すぐに復帰され、診察に当たっていただいていた姿を拝見していたこともあり、この度の申し出を受け入れることといたしました。

これを受け、新たな医師の確保に向けた取り組みとして、北海道医師会、全国自治体病院協議会に対しまして医師紹介の支援をお願いしているところでございます。

また、今年度、医師派遣をいただいております医療法人社団静和会に対し、来年度も引き続き派遣いただくよう依頼をしております。

あわせて、同じく今年度、倶知安厚生病院より医師の派遣をいただいておりますが、来年度も同様の派遣いただくことについて、承諾を受けておりますので、御報告をいたします。

以上、蘭越診療所、高階医師の退任について報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

同意第1号は、蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

12月19日に任期満了となります教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第2号、第3号は、蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

12月20日に任期満了となります教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号は、物損事故による示談の締結について議決をお願いするものでございます。

令和5年8月29日、蘭越町蘭越町241番地12において、町職員が草刈機により草刈作業を行っていたところ、石が飛び跳ね、駐車していた相手方車両バックドア部分に損害を与えたものであり、この度、相手方物件の現状復旧費が確定したことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議決をお願いす

るものでございます。

議案第2号は、蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和5年9月15日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に関する内閣府令が公布されたことにより、本町条例においても文言整理等を行う必要があり、改正箇所が多岐にわたることから、全部改正を行うものでございます。

議案第3号は、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、蘭越町特別職報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合の改定について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和5年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和5年度人事院勧告の内容を踏まえ、会計年度任用職員の給料表の改定について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は、蘭越町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、職員の自家用自動車を準公用車として使用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、蘭越町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、地方税統一QRコード導入により、納税者への利便性

向上が図られたことにより、督促手数料の徴収を廃止することにより事務の効率化と収納率の向上を図るとともに、軽自動車税に係る車両の取得・廃車等の確認期間を十分確保し、より適正な課税を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、蘭越町手数料条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加されたことを踏まえ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、地方税統一QRコード導入により、蘭越町税条例の一部改正に伴い、蘭越町税外諸収入金においても、事務効率化と収納率向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、不動産の取得について議決をお願いするものでございます。

さくら団地定住促進住宅買取事業として進めておりました、さくら団地定住促進住宅4号棟が完成したことから、相手方を代表者荒谷建設、荒谷直子及び構成員佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則として、金額4,620万円で不動産を取得することについて、議決をお願いするものでございます。

議案第12号は、蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、議案第11号の不動産、さくら団地定住促進住宅4号棟の取得に伴い、必要事項を定めるものでございます。

議案第13号は、令和5年度蘭越町一般会計補正予算第6号でございます。歳入歳出それぞれ2億8,746万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容でございますが、1款から10款までの給料、職員手当等、共済費までの人件費の追加につきましては、給料月額、期末勤勉手当の引上げ等によるものでございます。

議会費については、人件費22万9,000円を追加するものでございます。

総務費につきましては、地熱開発蒸気噴出事故対策費として、水質検査手数料1,180万円の追加、物価高騰対応重点支援対策費として、蘭越町くらし応援商品券配付事業2,311万5,000円、低所得世帯支援給付金5,460万円など合わせまして1億1,038万5,000円を追加するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス費789万6,000円の追加、蘭越保育所空調設備設置電気工事第1工区3,200万円の追加など合わせまして、4,419万2,000円を追加するものでございます。

衛生費につきましては、会計年度任用職員報酬162万7,000円の追加、簡易水道事業会計繰出金158万2,000円の追加など合わせまして、1,227万1,000円を追加するものでございます。

農林水産業費につきましては、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1,567万9,000円、農業集落排水事業会計繰出金961万5,000円の減など合わせまして、1,042万1,000円を追加するものでございます。

商工費につきましては、蘭越町創業支援事業400万円の追加、せせらぎまつり開催事業補助金184万円の減など合わせまして、796万7,000円を追加するものでございます。

土木費については、除雪作業車借上料600万5,000円の追加、昆布B団地電動水抜栓取替修理ほか100万円など合わせまして、783万7,000円を追加するものでございます。

消防費につきましては、羊蹄山ろく消防組合負担金370万5,000円を減額するものでございます。

教育費につきましては、昆布小学校空調設備設置工事2,690万

6,000円、蘭越中学校空調設備設置工事第1工区2,371万6,000円、蘭越中学校ピロティトイレ等改修工事3,135万円など合わせまして、9,786万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,106万2,000円、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1,567万9,000円、公共施設整備基金繰入金6,900万円の追加、昆布小学校空調設備設置事業債1,790万円、蘭越中学校空調設備設置事業債1,710万円など合わせまして、歳入総額2億8,746万6,000円を充当するものでございます。

議案第14号は、令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございまして、歳入歳出それぞれ39万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4,000円など合わせまして、39万3,000円を追加するものでございまして、歳入につきましては、一般会計繰入金23万9,000円など合わせまして、39万3,000円を充当するものでございます。

議案第15号は、令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございまして、歳入歳出それぞれ91万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合負担金91万5,000円を追加するものでございまして、歳入につきましては、現年度分特別徴収保険料54万9,000円など合わせまして、91万5,000円を充当するものでございます。

議案第16号は、令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号でございまして、歳入歳出それぞれ226万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、公用車購入費226万5,000円の追加するものでございまして、歳入につきましては、前年度繰越金226万5,000円を充当するものでございます。

議案第17号は、令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号でございまして、歳入歳出それぞれ1,020万6,000円の追加をお願いするものでございます。



歳出については、電気料658万9,000円の追加、消費税203万8,000円の追加など合わせまして、歳出総額1,020万6,000円を追加するものでございまして、歳入については、蒸気噴出宿泊業等逸失利益補償金765万8,000円など合わせまして、歳入総額1,020万6,000円を充当するものでございます。

議案第18号は、令和5年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第3号でございまして、歳入歳出それぞれ61万8,000円の減額をお願いするものでございます。

歳出については、給水メーター更新業務委託133万1,000円の減、道道北尻別蘭越停車場線水道布設替工事138万円の減など合わせまして、歳出総額61万8,000円を減額するものでございまして、歳入につきましては、他会計補助金186万円の追加、三和地区簡易水道整備事業債140万円の減など合わせまして、歳入総額61万8,000円を減額するものでございます。

議案第19号は、令和5年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号でございまして、歳入歳出それぞれ8,639万円の減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、施設管理委託料986万円の減、機能強化対策昆布地区処理施設工事7,630万円の減など合わせまして、歳出総額8,639万円を減額するものでございまして、歳入につきましては、農業集落排水整備事業債3,640万円の減、農業集落排水事業補助金3,836万8,000円の減など合わせまして、歳入総額8,639万円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番金安議員、質問席へ着席願います。

5 番金安議員。

○5 番（金安英照） おはようございます。

5 番の金安です。よろしくお願ひいたします。

私からは幽泉閣前路上駐車について、町長にお伺ひいたします。

まず、このことは利用者のモラルに資することが最大一であって、毎回毎回、何十年もこの問題が取り沙汰され、地域としても苦慮しております。

町といたしましても、何とも悩ましい難事と考えますが、現状の把握、方策等ありましたらお聞かせください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の幽泉閣前路上駐車についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、幽泉閣前の路上駐車につきましては、営業している中で大きな課題の一つでございます。

これまで、開所当初から路上駐車を控えてもらうよう周知を行ってきたところでございます。特に、路上駐車防止対策として、自家用車で来られたお客様には専用駐車場の利用を促す表示を正面玄関等に行っておりますが、あくまでも法的根拠のないお願ひでありますので、課題解決には至っていないという状況でございます。

そのため、倶知安警察署や昆布駐在所に、幽泉閣正面の町道を駐車禁止区間にできないか相談をいたしたところでございますが、駐車している車からなお3.5メートル以上の幅員があり、法的にも問題が無く、駐車禁止にはできないとの回答をいただいているところでございます。

今年からは事故防止のため、倶知安警察署や昆布駐在所の協力により、定期的な巡回の実施をしていただけることとなり、路上駐車をしようとする利用者に対して、専用駐車場を利用するよう誘導していただいております。日中での路上駐車は減少が見られますが、どうしても夕方からの入浴者が多くなる時間帯になりますと、路上駐車が増えている状況となっております。

一方、新たな駐車場整備等のため、幽泉閣玄関向かいの土地所有者の

方へ取得の交渉もこれまで継続して行っているところでございます。名義が町内、小樽、沖縄在住者の3名となっております、現在のところ、すぐに解決できる状況とはなっていないという現状でございます。

法的拘束力のない中、今後については、基本的対策として議員御指摘のとおり、モラルに訴えるかたちで駐車場利用の協力をお願いする館内放送等を継続するとともに、幽泉閣周辺のレイアウトの見直しから新たな改善策を専門家に相談するなどして路上駐車が減少するよう検討してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 町長、最初に申したとおりですね、この質問は利用される方のモラルが最大一だってことは、私は最後までこれ変わりませんので、その中で、町としてね、現状をどう思われるか、以下3点、まずお伺いいたします。

1点目、現状の1点目。地元の方はですね、自衛策として、自衛手段としてですね、個々で幽泉閣の前を通らないで迂回してるんですよ。それはなんでかっていうと、その状況が何も変わらない。だから面倒を起こしたくないから、特に冬は近づきたくない。面倒なことに巻き込まれたくないからってことなんですね。申し合わせているわけではないんですが、あの狭い道の終わりにはね、事故がないという一端にはそういう地元の皆さんのね、自衛策があつてのことではって考えて、考えます。この現状を、町長どう思われますか。これが1点目です。

それから2点目、先ほどの用地買収のお話しておりましたけれども、用地買収、駐車スペースの拡大、これは目の前にね、住まれてる方にお伺いしたところですね、縦であろうが、斜めであろうが、一日中うちの目の前に車があること自体が耐えられないってことなんですよ。だから、用地買収にお金を使うぐらいなら、既存の立派な駐車場に皆さんが停めれるための施策にお金を回してほしいという、このようにですね、最近なんですけども、勇気を持ってこの方教えていただきました。ですのでね、もしその用地買収がうまくいって、駐車スペースをね、そこに拡大、確保していたとしてもね、それは必ずしも解決策にはいたってはなかったんではないかなって感じます。町長の受け止めをお願いいたします。これ

が2点目です。

それから3点目です。これはあの幽泉閣のね、職員の皆さんの御苦労です。町のほうにね、どれくらい報告が上がっているかはわかりませんが、地元、配送配達業者、バスの運転手さんから、入浴のお客さんなど、いろんな方面から苦情を言われていることです。職員の皆さんが、先ほど町長がおっしゃってましたけれども、路上駐車御遠慮くださいと促してもですね、じゃあほかの車はどうするのかと、俺だけ注意しないでほかの車のやつも言えだとかね、ここは駐車禁止じゃないだろうとかね、お前らがもう少し何かすればここになんか止めたりなんかしねえぞとか、責任転嫁ですよ。はっきり言って。ね。強制力ないのをわかってるから、言うことなんかまず聞かないんですよ。どちらの板挟みにもなっているこの心労の絶えないね、職員の皆さんのね、現状をどう思われるかと。

以上、3点お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

まず、3点の質問がございました。

1点目、地元の方が非常に協力していただいているということについては、非常に感謝をしている部分です。あそこは町道というかたちで認定をされておりますので、その中では、誰が通ろうがですね、そういう部分は制約されていない。ただし、こういう現状がある中で、地元の方がそういう中で協力していただいているというのは、非常に感謝をしているし、その解決策として、今、どういう方法がいいのかって、これまでいろんなですね、対応をやってきましたが、本当に改善策がないっていう現状なんです。それで、できれば用地を購入させていただいてですね、その対面車線に大きな駐車場を作るのではなく、その車が停めれる車止めというかですね、そういうようなことをする方法ができないか、それも考えたんですが、どうしても用地が足りない。今の現状では。町道用地ではできないんですね。ですから、用地を取得、賃貸又は売買させていただいて、その方法ができないか、さらには、冬場の除雪、その部分についてもある程度、向こうの昆布の活性化センターのほうから除雪車が来るといふ部分ですので、あの雪を置く場所、その部分もやはり確保をしなかつ

たらないというようなこともですね、除雪業者の方からお聞きしておりますので、非常に、町民の方が非常に協力していただいているのと、その裏には何とか解決をしてほしいという、そういう願いがあるというのを、今の質問の部分の中で私は感じましたし、何かですね、何もしてないっていうわけではないってのは、非常に理解していただきたいんですが、対応策について、今、苦慮しておりますし、引き続き、副町長を先頭に、先日も地権者の方々にお話をさせていただいたりですね、そういうような努力はしているというようなことを御理解願いたいなというふうに思っております。

その用地、2点目なんですけど、用地買収をしてそこが全て解決できるかという部分があるんです。それで、先般、先ほど答弁もさせていただいたんですけど、そうすると、大々的にですね、その道路を改修をする方法、これも実は、専門家に検討させてはどうだというようなことも考えているところです。以前に、昆布振興会の町政懇談会の中でですね、歩行者専用のアーケードを作って、そうすることによって、歩行者が駐車場から来やすくなるんじゃないかというような御意見なんかもいただきました。また、駐車場近くの職員玄関を開放して、そこから入りやすくしたらどうだというような御意見もいただいて、そのへんは内部で検討をしました。職員玄関から入るとですね、あそこの入浴場までかなりの距離があるという部分と、そこは宴会をやったりとか、それとか食事をしている、そういうようなところを歩いていかなかったらならない。そういう部分があって、今、職員玄関から入るという部分にはいろんな課題があるなっていう部分が内部で検討しているところです。それと、アーケードを作ってというふうになると、今の横にある駐車場ですね、向かいじゃなく、その駐車場と食材を搬入する、その場所というものをどういうふうにしちっと区分けしてやらなければならないか、それによって、逆に交通安全上のもので、いろんな問題が出てくるのではないかというようなことです。そういうので、その点についても、今、もう根本的にそしたら解決をするためには、あそこですね、道路自体をもう変えるというふうになると、あの出ている駐車帯っていうか、あれ自体も全面的に変えなかったらならないんです。あれを変えるとなると莫大な費用がまずかかるだろうということもあるんですけど、本当に解決策の方法としては、何点かそういう専門家に見てもらって、解決する方法っていうのも、次に向けてですね、今の現状から打破するためにはいろんな観点から考え

ていかなければならないということで、そのへんは担当のほうにも少し指示をしているところでございます。

それと、職員の、幽泉閣の職員の苦勞に対してどうかということでございます。これについては幽泉閣の職員が、そういう職務という部分の中で、しっかり仕事をしていただいているということに対しては感謝をするしですね、お客様相手の職業ですから、その部分については、いろんな部分でですね、苦勞するところもあるんですが、大きな今までトラブルもなく、頑張ってくれてるといふ部分については感謝をしますし、非常に、担当課長を含め、日頃から話を聞きながらですね、課題解決に向けて、いろんな問題について努力しているというような状況です。

ですから、今、3点について御質問がありました。いずれも今の現状を打開するという部分からいけばですね、用地を取得して、新たな駐車場、そういうものを作るか、それとも今の、大胆に、今の部分を、前を全部改修してですね、直すか、それかもう口酸っぱく継続して、もうお願いします、お願いしますっていうことをしながら、ここは駐車できないんだというような部分をですね、みんなで、警察等の協力も必要ですが、そういう部分の中で行っていく、当面は、その人の力というか、みんなの協力でですね、ここは駐車したら駄目だということ、これまで以上に徹底的にやっていく必要があるんじゃないかということで、先般もいろんな課題解決の部分の中で協議をさせていただいたという現状でありますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） ありがとうございます。

地元の皆さんは、駐車禁止道路にしない限り、いつまで経ってもこれ変わらんぞって思われてる方が大半ですし、そうなればね、職員の皆さんもしっかりね、路上駐車御遠慮願いますとお伝えできると思いますよね。

先ほど、町長おっしゃられたとおりね、昆布の町政懇談会でも、その他のコーナーでね、毎度この件が上がっているのも、町長御存じですよ。いろいろな案が上がってきておりますが、その中でね、道幅を狭くしたらどうかって話が出てるんですね。それで、ちょっとどうでしょうか。一旦、ちょっと幽泉閣のことを置いてですね、幽泉閣のことを置いてです

ね、あちら側にもちゃんと高さのある歩道の設置をされてはいかがでしょうか。そして、そしてその歩道をね、キッズゾーンとして設定してはいかがでしょうか。キッズゾーンは、保育所など日々の散歩や園外活動の安全確保に伴う道路区域として、同時に車両運転手にあらかじめ注意喚起や意識付けを行うことが目的であり、令和4年より、各自治体、順次設定しているところであります。施設の周囲半径500メートル内で、なおかつスクールゾーンとだぶってない箇所であるってことなんですよ。なので、そこはもう該当されるんじゃないかなって考えますし、地域の実情に応じて柔軟に設定することができるということでございます。例えば、保育所がね、手狭で、そのうち例えば、移設したとしても、半径500メートル以内であって、なおかつ子どもたちの散歩の道路であるのであれば、毎日じゃなくても、月に1回でも、週に1回でも、そこを散歩で使うのであれば、それはキッズゾーンということで認定されるってことなんですよ。それで、私、昨年ね、予算特別委員会で、キッズゾーン看板制作の件、質問してるんですけども、その制作された看板をそこに掲げれば、ここはキッズゾーンであると広く認識してもらえるんじゃないかっていうことなんですよ。そして、そしてですね、キッズゾーンを設定された各自治体のその後の道路整備事例といたしまして、例えば、キッズゾーンにしたのちに、一方通行に変更したですとか、大型車通行止めにしたとか、一時停止、駐車禁止などの交通規制道路標識の検討設置が例として挙げられております。保育所のね、子どもたちはもう散歩する際、その一旦渡って、幽泉閣の歩道を歩いてます、幽泉閣の何ですか、その都度、ロータリーのところに沿って、団地のほうへ歩いて、その逆もあるんですけども、でもその反対側にもね、その歩道がつけば、もちろんお子さんだけに限ったことではなく、多くの方に、あ、そうか、そういうことかと理解され、利用されるんじゃないかなと思います。当然、車道の幅は狭くなりますが、キッズゾーンですから、障害になるものさえなければ、ちゃんと1車線ずつついてるわけですから、普通に運転できるはず。ただ、これは行政と保育所、警察等で協議しながら、キッズゾーンの設置等を確保、それに伴う道路整備の御検討を願いたく、町長のお考えをお聞かせ願います。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

今、非常に、一つの案としてキッズゾーンという案をいただきました。非常に、蘭越町でもキッズゾーンというものを、今、設置をして取り組んでおりますので、このへんのところは担当のほうにですね、十分検討できないかっていう部分の中で指示をしたいなというふうに考えております。それと併せて、議員が先ほどおっしゃったですね、私もあそこを一方通行にしたらどうだというようなことも、内部で検討してはどうかという部分の話もしているところです。それと併せて、あそこを両サイドを歩道にするといったときに、町道ですから、きちっとした町道としての車道幅が確保されるのか、そのへんのところも、実は内部で十分検討しないとですね、今、ここで歩道というものが、今の部分からいくとですね、とれるのかどうかということも、検討した部分の中で進めなければならないというふうに思っています。いずれにしても、今、議員からおっしゃった、キッズゾーンというのは、これは一つ、また非常に子どものという部分からいくとですね、効果がある部分かなというふうに考えておりますので、このアイデアを十分内部で検討しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、やっぱりモラルなんですね。ですから、その点については、どうしても、夜、お風呂に入りに来る方、町外だけではない、町内の方もいらっしゃると思います。ですから、その部分については、広報等も含めて、実は、そこには駐車をしないようにということで、周知も今年行った経過もありますし、この点については、引き続き、いろんな部分で周知をまずしていく、そして今、議員がおっしゃった、そういうキッズゾーン、そういうような方法についても、十分内部で検討しながら、少しでもあそこが安全安心に通行できる、そういうような町道となるよう努力してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） キッズゾーンの補足なんですけれども、歩道じゃなくてもね、路側帯を広くとって、そこグリーンベルトにする、要は緑にして、なんて言うんですかね、こういうガードレールみたいな、バーみたいなやつを、雪降る前はつけといて、雪降ったら外せるようにして、そうやって歩道を確保して、なんというか、アスファルトをキッズゾーン



としてっていう何かそういうやり方も、内地の狭い道の方ではね、そういうことをやってるんですけれども、ただ、雪があるので、グリーンベルトを塗ったりなんんだり、毎年お金かかったりなんんだりするぐらいであればね、ちゃんとした高さの歩道があってキッズゾーンにしたほうがいいんじゃないかななんて思ったんですけどでも、やり方は柔軟にできるってことなので、御考察願えればなと思います。

そしてあと、それと感ずるのはですね、さっき町長おっしゃったとおり、こっちをこうしたから、はい、解決ではなくてですね、こっちはこうなったから、だからこっちもこうなったみたいな、一方的じゃない、相互転換になるようなことがね、一番望ましいかなって思ってるんですけれども、幽泉閣に戻りますけれども、もし仮にそういう反対側にね、そういうものがついたとしても、例えば、運転はできるんだけど、やっぱり長い距離を歩けないって方も幽泉閣にいらっしゃいますよね。だから、そういう方々のためにね、本当に施設側の、その横の駐車場のね、身障者スペースをちょっと多めに確保したりとかですね、それから入口のロータリーの部分がね、例えば反対に歩道ができたとしての話ですけども、もうちょっとその団地の前側ぐらいからね、足湯のちょっと行ったところぐらいからもう、ぐわっとね、湾曲させてですね、シンメトリーにはならないんですけども、入口のほうぐわっと湾曲すればですね、例えば、バス2台止めれたりだとか、それからその送迎用のワゴンが止めれたりだとか、足が悪くてね、一旦その人だけそこで乗るようにして後で駐車場に移すだとか、少しは広く使えるんじゃないかなっていうことも考えます。

そして、後ろの駐車場側のほうなんですけども、これやっぱり、町長おっしゃったとおり、皆さんやっぱり一番申されてるのは、駐車場側から何か出入りできるものがあればっていうことなんですよね。私、ちょくちょく豊浦町にありますね、温泉施設に通ってるんですけれども、幽泉閣と非常に造りが似ております。正面から向かって左側が大浴場です。真ん中がフロントで右側が宿泊棟と宴会場がずっと続いているんですよ。その横が駐車場なんです。海水浴場とつながってまして、結構大きい広い駐車場なんですけれども、何と言うんですかね、毎回行くたびに思うのはですね、皆さん、きちんと遠くて広い駐車場に停めてることなんですよね。で、その施設のすぐ下といいましょうかね、淵をですね、まっすぐの1本の緩やかなスロープがですね、駐車場から玄関まで続い

てるんですよ。人もすれ違えますし、手すりもついてますし、屋根もあります。だから1回、1回、その町道というかね、歩道に出なくても、最短で、何て言うんだらう。誘ってくれるとかね、近い感じにさせてくれるとか、何て言うんだらう。お得感というかね、そういうわくわく感みたいなものがあるんですよ。先週もそこに行ってきたんですよ、今回、この質問をするに当たってですね、顔見知りの職員さんがいるものですから、思い切って、ここは駐車場が遠いとかっていうトラブルはないのって尋ねたところですね。年に1、2件、その旅から来て、初めて宿泊された方がアンケートにそう書いてあると、でも、地元の方は皆さん駐車場に停めてますから、そういうトラブルはないですし、施設の前にもね、停めたりもしませんって教えていただきました。それは何でだからって、再度尋ねたんですけども、それはやはり玄関から駐車場まで伸びるスロープが大きいのと、あとはその地元の皆さんが、ここの温泉に来るなら、それが当たり前だと思ってるからじゃないですかって言われたんですよ。うちと逆ですよ。確かに、そのね、温泉施設と、幽泉閣の造りというか、配置がね、似ているだけの話ですから、だからうちみたいに施設前の横にね、駐車場がないからそういう大きいスロープが造られてるわけですし、環境も大きさも違いますから、これは大した参考にならないかもしれませんが、地元のね、利用される方々のね、その矜持というかね、思いをやっぱり、参考になったなって思ったんですよ。

いずれにしても、この幽泉閣とその周辺をこのままにするのか、それともその利用される方にね、少しでも変わったなって感じてもらって、そしてそのことで利用される方も決していただければ、変わっていただければ、更なる交流の促進の場になるんじゃないかなって考えてるんですけども、どうでしょうか。町長。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

行政として、今の部分で良いっていうふうには私は思ってませんし、やはり、町民の大切な財産である幽泉閣という、そういう部分の中でですね、きちっとそれをルールを守りながら利用していただきたい、これは私の願いでもありますし、そのために、今、いろんな課題をどういうふうにしていったらいいかという部分で、内部で協議しているという部分

は御理解願いたいなというふうに思うんです。やはり、町民の皆さんの協力の中で、ここに来たら必ず町外から来る人も含めて、ここには止められないんだとか、そんなようなね、そういうモラルができてこればですね、これはすぐに解決はできるもんだなというふうには考えているんですが、なかなかそういうとこができない部分があって、これまでいろんなことをやってきてます。ただ、強制的に駐車禁止っていうことができないっていうところが、今の公安のほうに確認をしているところですので、やはり協力を願うしかないんだっていうことです。ですから、その協力をどんどんですね、何回も繰り返しながら、まずやっていくことが必要だっていうのは思ってます。

先ほど議員がおっしゃった、スクールゾーン、チャイルドのですね、キッズゾーンですよ。この部分は、非常に大人にとっては、子どもが歩行するという、そういう部分からいけばですね、効力があるんではないかなっていうふうに、私も議員の質問を聞いて感じたところですし、そういういろんなできることを、まず町民の方々、又は町外の方々に訴えながら、施設の職員共々ですね、まずはあそこを安全安心に通行してもらう方策を見つけていきたいっていうふうに考えてます。あそこを建てたときにですね、宿泊があって、駐車場があって、誰もこんなふうにはなるというふうにはですね、予想がない中で設計をしながら進めてきました。現実的に、毎日のようにそこに停める、停めることができるんだっていうふうに思ってるからきっと止めれるんだなというふうに思うので、そこはやはりもう協力を願うことと、併せて、その対応策ですね、駐車場の整備とか、その向かいに駐車場の整備ができれば、手前のところのある駐車場とか、あと、その歩道に関して、その部分についても、向こうから来やすいような考え方っていうのも、次の段階で考えられるかなっていうふうにも考えております。

ただ、それを行うためには、非常に経費が必要であります。今現在、幽泉閣もコロナの影響があってですね、議員の皆さんに協力をいただいて一般会計から毎年、数千万の繰入をしながら運営をしている、そういうような状況もあります。施設整備のいろんな国の交付金、そういうものも検討しながらですね、まずは町民の皆さん、町外の方皆さん、あそこを利用される皆さんにモラルを徹底してもらう。これをもっと強化したいということと、全体的な部分の中で、改善策、それがハード的な部分も含めてですね、検討していきたいなというふうに考えております。御理解く

ださい。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） はい。ありがとうございます。

最後になりますが、モラルって何だって、それは人生や社会に対する態度をモラルといいます。やめてほしいってことをね、やめてくれりゃいいだけの話なんですよね。町長ね、おっしゃってるとおりなんです。このことをね、一般質問でね、あげることも自体恥ずかしいんです。恥ずかしい話ですよ。もっとほかのことで困っている方やね、悩んでいる方のね、政策、提案をね、議論する場だと思うんですよね。ね。だから今回、こう言わせていただいてきましたけども、これはもう本当に根治につながるようになればいいなって願うところです。

先ほど提案させていただきました、その歩道設置や合わせてキッズゾーンの確保など、その段階、そこからですね、次の段階、それでも路上駐車がね、改善されないようなら、悲しくて残念な話ですけども、本当に今度はその公安のほうにですね、もう申請してですね、次の段階、駐車禁止に検討されてはいかがかかって思います。でもやっぱりそのキッズゾーンがあって、次の段階に進めるんでね、いろんな幅が広がるんじゃないかって思ってますので、御考察願います。

それと、あとその直接、幽泉閣とは関係ありませんが、ちょうど1か月前ですね、11月15日ですね、あの幽泉閣の通り、あの踏切の道道が交わるね、T字交差点で交通事故が発生しました。1台はひっくり返りましてですね、もう1台はフロントが大破したんですが、幸いに両者とも軽傷で済みました。何よりあの踏切内の事故でなかったことと、その保育所のね、お子さん方の通る時間帯の事故ではなかったことが幸いしました。でも、その地元の皆さんはね、一度こういう事故が起きますと、続くんじゃないかと。雪降れば、幽泉閣の通り狭くなって、また起きるんじゃないかっていう心配をしております。冬は特に不測の事態が発生するかもしれません。結局何かあってもね、町の責任になってしまっちゃいますのでね、喫緊の問題としてね、そちらのほうも対応していただきたいと思います。それとあとその交差点ですよ、そのT字の交差点の幽泉閣の通りのところなんですけども、これやっぱり止まれのね、交通標識は必要じゃないかなって考えます。諸々含めまして、長くなりまし

たが、最後に町長にお伺いいたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の質問にお答えします。

議員からの御質問、地域の代表としてですね、地域の方々が、あそこの町道をなるべく通らない、そういう努力をしているにもかかわらず、平然とあそこに停めているということに対して、非常に地域の声として、今回、御質問をいただいたんではないかなというふうに感じているところです。

そのような中で、繰り返しになりますが、何か改善をするための方策、これは日頃からもいろんな部分で検討はしてますし、用地交渉に当たっても、今、再度当たっている状況です。それが解決できれば、次の段階でどうするというような部分もあるんですが、その前に、先ほど議員からおっしゃった、キッズゾーンというのは、非常に有効な一つの方策だなというふうに感じております。これについては、担当のほうで早急に進めたいというふうに考えております。

それと、道道との交差点、そこで事故が起きたということでございます、その点については、町道と道道という部分がありますので、看板等について、担当のほうから公安等のそういう部分の中で、看板設置、そういうものができるのか、その点も含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、いずれにしても、あそこから地域の皆さんも含めて、駐車がするのが少なくなったねというようなことが言えるよう、いろんな部分で努力してまいりたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○5番（金安英照） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、金安議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 次に、7番難波議員、質問席へ着席願います。  
7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

2点、お伺いいたします。

まず、1点目です。並行在来線対策協議会での検討状況について。

並行在来線対策協議会では、昨年11月に策定したバス運行ルート及びダイヤ案に基づいて、バス事業者を交えた検討が進められていると承知していますが、協議された内容等は特に明らかにされておりません。

最近は、バス運転手不足のため、このダイヤ案に沿った運行は困難で、利用者の少ない区間はバス以外への転換も検討するなどとの情報とともに、再び鉄道の存続を求める言説も多くあります。

協議会としてのこれまでの取り組みや現在の状況認識について、御説明ください。

また、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い、鉄道の維持整備が、社会資本整備総合交付金の対象になるなど、国の姿勢も変化したとの言説も聞かれます。そこで、私達が現在検討している函館本線のような整備新幹線の並行在来線のインフラ整備についても、国の総合交付金の対象となるものなのか、協議会の見解を伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の並行在来線対策協議会での検討状況についての御質問にお答えします。

まず、1点目の協議会としてのこれまでの取組や現在の状況認識についての御質問でございます。本年5月28日に開催された後志ブロック会議において、バス運行ルートやダイヤの設定、拠点施設の整備などのほか、バス運行により生じた欠損に対する自治体支援の考え方が、中間報告として取りまとめられ、バス事業者に対して協力を求めていくことが確認をされたところでございます。

6月以降、バス事業者とは、協議会の事務局である北海道が中心に協議を進めているところでございますが、関係するバス事業者においては、地域からの提案内容に対し、慎重かつ丁寧に検討をいただいております。

在の協議が継続している状況となっております。

しかし、当初に予定されておりました10月から11月までのブロック会議の報告や、その後予定されておりました住民説明会が開催できていないという状況となっております。

私といたしましても、事あるごとに、早急にブロック会議を開催し、協議の進捗状況について情報提供を行うよう、求めてきたところではございますが、今後も引き続き、北海道に対し、早期の開催を強く要請するとともに、協議の進展状況を踏まえて、必要に応じ、議会や住民の皆様にお知らせしてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の並行在来線のインフラ整備について国の総合交付金の対象となるものか、協議会の見解を伺いたいとの御質問ですが、地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む自治体を国が支援するために、本年度、社会資本整備総合交付金の基幹事業として、地域公共交通再構築事業が創設されたところでございます。

この事業は、自治体が策定する地域公共交通計画及び立地適正計画やまちづくり・観光計画等において、中長期的に必要なネットワークに鉄道やバス路線を位置づけた場合のネットワーク形成に必要な施設整備や、車両導入などに対し、支援が受けられるものであります。

当該交付金に関しては、協議会においては地域交通の確保方策として既にバス方式として確認をしており、バス運行に必要な施設整備や車両の導入に当たっては交付対象となることを、北海道より確認をしているところでございます。

また、仮に並行在来線が第3セクターとして存続した場合のインフラ整備についても対象となることを確認をしておりますが、協議会においては、バス方式として確認をしておりますので、第3セクターとしての整備については、現在のところ、情報提供や意見交換、議論等は行われていない状況となっております。

昨今の運転手不足など、バス事業者を取り巻く環境は大きく変化し、事業者の皆さんは大変厳しい状況に置かれているものと認識しているところではあります。協議会においては、地域交通の確保方策をバス方式と確認していることから、その確保に向け、今後も関係者の方々と丁寧に協議・検討を行っていくことが、現在のところは重要であると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） バス事業者との協議については、事務局である道が中心となって継続中という、そういう答弁でございました。

協議内容が不明な中でありますけれども、新聞報道等は非常に盛んになされておりまして。住民の関心も高い問題ですので、やはり必要な情報は協議会を通じて、各自治体にももっと周知をされるべきではないかと、そういうふうに非常に感じております。そして、沿線自治体として、あるいは協議会として、その内容が不十分なものであれば、さらに協議を進めて、一致点が見出せるように、具体的な検討を進めていくという、そういう必要があるなというふうに思っております。

私は以前から、前の質問でも尋ねましたけれども、いわゆる3セクなら3セクから、沿線協議会、沿線自治体として、業務委託というかたちで、従来型のそういう運営体制でいいのかという、そういうことを尋ねてきました。住民の足を守る在来線の代替バス事業という、そういう重要性を考えたときに、バス事業者への大胆な支援策をもっと検討すべきだというふうに思います。例えば話ですけれども、運転手確保のための養成機関を設立する。あるいはその間、資格取得の間の雇用支援、それからこれはもう非常に思いつきのようで恐縮ですけれども、現在、新たな育成就業、そういう制度っていうのは活用できないものだろうかという、そういう検討とかですね、また拠点たる町へのバス事業者の職員用住宅を確保してあげるとか、それから何より根本的なバス事業者への、在来線のバス転換をするために、経営が大変行き詰まるというようなことであれば、経営支援そのものを検討していくなど、バス事業者との信頼関係を構築するために、行政側の新たな努力も欠かせないと、そういうふうに考えております。是非、協議会の中で斬新な視点で、研究検討を深めていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、国の社会資本整備総合交付金についてでありますけれども、御答弁では、協議会としては、バス転換の方針であるから、具体的な検討をしていないと、そういうことでありました。新たに鉄道の維持等についても、この対象となるというふうに、国の制度が変わったということであれば、協議会として、もしもその国の交付金を活用して、鉄道を残すという場合の収支計画はどのようになるのか、内部で試算をしておくこと



も必要ではないかというふうに思います。私自身は、バス転換から鉄路の維持に方針転換をすべきだという、そういう考え方ではありませんけれども、内部で協議会として、もしもそういうことになればどうだろうかという、そういう試算はしておくべきだなと、そういうふうに考えております。

ただ、その作る再生計画案は、最終的には国の認定を受けなければなりませんから、果たして協議会がこれまで試算をしていたように、その金額で考えますと、車両とか老朽施設の更新などに初期投資で150億円かかると、それを投じて、単年度23億円、30年間では870億ぐらいでしたかね、そういう赤字を解消するような計画を、果たして作れるのかと。多分無理だろうなというふうに思います。利用客の大幅な改善というのは、もうそれはもう難しいなというふうに思いますので、そういう鉄路を維持していくという計画を作って、国の認定を受けるということは難しいなと、そういうふうに思っております。

したがいまして、この先、規定のバス転換の協議について、バス事業者との間で実現可能な計画を生み出していくことができるのか、協議会として一層の努力をしていただきたいと思いますので、改めて町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えいたします。

現在ですね、関係するバス事業者との協議、これは継続中だということと御答弁申し上げたんですが、報道があったようなですね、道が示した代案に沿った本数の運行は困難だという、そういう正式なバス会社からの協議会への通知とか、そういうものは来てないということは伺っているところです。バス事業者との協議、今後どのような顛末を迎えるか、現段階では、今、協議をしている最中ですので、不透明な部分があると思います。報道ではいろんな運転士が不足している、その部分の中で、今、鉄道の本数をベースとしてバス運行に変えていくということを基本として運行計画をお願いしているという状況ですので、その部分をバス会社がどのような部分で運行していくか、そこの回答は、まだ協議会で示されていない、そういう状況でございます。私としてはですね、そのところをいち早くいろんな情報を入手して、町民の方々に周知をかけなければ、

これからバス運行として地域の足を確保するという部分の中で不安を持っている方がいるという部分があるので、協議会のほうには、再三、協議会を開くようにということで申し入れをしているところです。

また、仮に、バス運行会社が全ての今の鉄道の部分の中で、非常に難しいとか、いろんな困難とか、そんなような部分が出てきた場合ですね、今、自治体が望んでいる、そういうような部分がない、ないというか、その難しいという部分があれば、それは次の段階で、協議会で、そうすれば次の段階どのような方法で地域の足の確保を守るんだという部分を協議していかなければならないというふうに考えてます。

それで、今現在ですね、その函館線については、大きく四つの区間、ブロックにわかれております。特に、区間別検討会、これは課長級レベルで、今、検討しておりますが、本町は黒松内・倶知安間という、その区間の中でバス事業者がオブザーバーとして参加して、検討会、そういうものを開催する、その区間別検討会を開催するという、そういうことは確認をしているんですが、その中で、詳細についてはまだ協議がされていない状況でもあります。ですから、私どももバス会社からどのような話が出て、区間検討会の部分の中で、こういうふうに協議をして要請をしていく、そこがまだ煮詰まってない。ですから、大枠で北海道がバス事業者の方と、今、協議をしている、そういうような状況でございます。

そのような中で、仮に、根本的なバス事業者への支援、先ほど、議員がおっしゃったですね、バス運転手の養成ですとか、雇用支援、こういう部分については、これから私も区間別検討会とか、そういう部分の中でバスを運行していただける、その支援策として、そういうものも検討していくべきだというのは、是非、提案していきたいなというふうに考えているところです。

さらに、根本的なバス事業者への経営支援、これについては、仮に赤字が出た、今のバス事業に対しては赤字対策ということで、各市町村がその赤字部分を補填していく、そういうような国の制度に基づいた部分の中で、赤字の部分は各町村が補填している状況がありますので、この部分については、沿線自治体においても、自治体が補填していく、この部分は必要だろうという部分は確認をされているところでございます。

いずれにしても、JRに代わるバス運行については、地域の足を確保するということは大変重要であるというふうに認識しております。そして、議員がおっしゃった、社会資本整備の新たな法律のもとで、鉄道を行

った、仮に3セクで行った場合、その収支くらいというか、どれくらいの交付金が入ってどうなるか、そのへんのところは、やはり協議会の内部でも、そういうものを出して、そして出してもやはりバスが有効なんだというような確認のためにもですね、議員がおっしゃった部分については、私なりに協議会にお話をしたいなというふうに考えております。議員からおっしゃられた収支予測で、現在、30年間でバスは71億円、3セクにした場合は865億円という、非常にそういう負担が必要だということから、バス運行というかたちで確認をしているというふうに、今、進めているところでございます。

これから現実可能な運行計画、そういう部分をですね、バス事業者の話を伺った部分の中で、各ブロック別に策定をしていかなければならないというふうに考えております。ただ、地域の住民の足を守るという観点からいくと、そのバスだけに頼るのではなく、町村間の連携とか、さらには、町として独自の支援とか、そういうバスを運行、仮にできない場合の対応策、そういう部分もですね、検討していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

現状としては、今、協議会の中で、なかなかその今の回答待ちという状況と、次の段階に早く進めていきたいというのを各町村から要請が出されているという状況でございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） まだ最終的にバス事業者から回答を得てないという、そういう状況だということは理解をしました。

ただ、わかりました、言うとおりにやりましょうというふうには決してならないだろうと、そういうふうに感じますので、そのためにはやっぱりバス事業者が、今、抱えてる課題に、沿線自治体がどういうふうに支援をしていくかということに尽きると思うんですね。だとすれば、何ができるかということ、やっぱりもっともっと探っていくというか、向こうから回答待ちの姿勢じゃなくて、我々でやれることを考えようということを追求していく必要があるなというふうに思います。

先ほど、いろいろ私の勝手な想像でこういうことはどうだってことを言いましたけれども、そういうことは、やっぱり最もバス事業者が困っ

てることだなというふうに思うんですよね。ですから、是非、そういう、いわゆる狼意識で、バス事業者にこれをやってくれと、やれというそういう単純なその業務委託方式でない、我々としてはこういうことも用意しますよっていう、そういう中から信頼関係を作っていくという、そういうことが大事だなというふうに思いますので、是非、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それを考える上でも、いわゆる試算のバス、バス方式で71億、鉄道の維持だと865億という、それがどういうふうに、こういうふうになっていくかということは、試算をしておくべきだなと、そういうふうに思いますので、仮にいわゆる総合交付金を活用しても、それがまだまだ差が大きくなるという、そういう状況はやっぱり明らかに把握をしておく必要があるのか、そういうふうに思います。

それと、もう1点ですけれども、そういうことをこれからも続けていくという上で、私は北海道の役割ということが非常に重要だというふうに感じております。北海道が函館・小樽間の在来線問題に広域自治体としてどう関わるかということは、非常に重要なことです。長万部を境に二つで今、考えておりますけれども、この長万部・小樽間、中でも現状はバラバラな各自治体の思惑っていうのはバラバラだなというふうに感じております。特に、蘭越・黒松内については、やっぱり個々にバス路線にかける思いというのは、ほかの町村よりも強いと思います。ですから、これからどういうかたちで蘭越町としてこれに関わっていくかということは大変重要なんですけれども、その要である対策協議会の事務局としての北海道の役割を、是非、さらに奮起を促してほしいなど、そういうふうに感じております。今後も十分な役割を果たしてもらえるように、強力に要請をしていただきたいというふうに感じてるんですけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひします

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

先ほど御答弁させていただいた、函館線については、区間別っていうことで四つのブロックに分かれています。そのブロックの中で、今、全てバス方式とするというふうに決めたんですが、いろんな報道の部分の中で、第3セクターでやったほうがいい区間とか、そういうものが報道されて

て、地域住民の方は非常にそれに不安を与えているというような感じ  
です。

ただ、協議会では、バス方式とするというふうに決まっていますし、特に  
黒松内・倶知安間、うちのブロックの中では、黒松内・蘭越っていうのは、  
既存のバスが走ってない唯一のルートです。他は、沿線は何らかたちの  
バスが走ってます。蘭越からニセコへ行って小樽まで、そういうルート  
ありますし、さらに、倶知安から小樽までってのは相当の本数のですね、  
バスが走ってますので、一番、私は重要となってくるのは、蘭越・黒松内、  
そして倶知安まで、この区間のですね、バス運行に関しては相当、バス事  
業者等を詰めて協議をしなければならないというふうに考えております。

その中で、ただバス事業者に、議員がおっしゃったとおり、バス事業者  
にただ任すというかたちじゃなく、バス事業者の課題、そういうものも  
聞きながら、そしたら沿線自治体でどういうことができるのかっていう  
ことを、やはりお互い協議をしながらですね、課題点を見つけながら、解  
決していくということが非常に大事ですし、このバスルートがない部分  
をバスを走らすという部分もあるので、これまでのJRを利用した方々  
の乗車人数とか、いろんなそういうものも検討しながら、バスのルート、  
さらには本数、これをバス事業者と協議をしていく必要があるのではない  
かというふうに考えてます。そういう意味で、このブロック会議の非常  
に区間別検討会、これは私は重要であるというふうに思ってますので、  
ここでいろんなバス事業者との課題を出しながら、町村の考え方、バス  
の事業者の考え方、そして町村のほうであれば、町村長が連携となって  
支援策とか、そういうものも含めて協議していければというふうに考え  
ているところです。

それと併せて、議員がおっしゃった、北海道の非常に役割という部分  
については、今現在、今のブロック協議会の部分の中の事務局は、北海道  
が担ってくれています。私としては、この課題解決をするためには、北海道  
がきちっとリーダーシップをとって、課題解決にしていこうというかたち  
が、非常に大事だなというふうに思ってますし、その部分、北海道には非  
常に期待をしております。そういう意味でも、ブロック会議の中では、各  
町村長の沿線の町村長から北海道に対して、いろいろ期待する声、さら  
には要請、そういうものも出してありますので、そういうものを受けな  
がら、北海道として、今現在、バス事業者と進めてもらってますが、いち  
早くですね、そういう情報も流してもらおう。そして、北海道がきちっとリ

ーダーシップをとって、この部分を解決していくんだと、そういうことが、是非、必要なんだということも、私の立場として、協議会とか、そういう部分でもお話をしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解を願えればというふうに思っています。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

昼食のため、休憩いたします。

次の一般質問につきましては、昼食後に行います。

再開は13時といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 引き続き、難波議員の一般質問をお願いいたします。

難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

2点目、お尋ねをしたいと思います。

来年度からのコロナワクチン接種についてでございます。

報道によれば、新型コロナワクチンウイルスについて、国は来年度から65歳以上の高齢者などに限定し、公費助成で無料又は定額で受けられる定期接種に位置づける方針とのことでございます。

そのうち3割程度の費用は地方交付税で措置されるようですが、町として助成の上乗せの検討などを含めて、どのように臨まれるか、現段階でのお考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の来年度からのコロナワクチン接種についての御質問にお答えします。

令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、新型コロナウィルス感染症が予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、接種対象者には努力義務がなく、自らの意志と責任において接種を行う定期接種として実施することとされ、その接種は市町村が行うこととなります。

接種対象者は、新型コロナウイルス感染症による死亡の疾病負荷の大部分が65歳以上の高齢者となっていることや、入院患者において、高齢に比べ、基礎疾患の死亡との関連性が比較的弱いことを踏まえ、65歳以上の高齢者が対象とされております。

また、比較的疾病負荷の高い60歳から64歳までについても、インフルエンザワクチン接種と同様、重症化リスクを考慮し、一定の基礎疾患を有する方が対象とされております。

なお、令和6年度以降は、新型コロナワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、定期接種の対象者以外であっても、任意接種としては接種は可能とされております。

接種のタイミングについては、ワクチンの重症化予防効果が1年以上一定程度持続すること、年末年始に比較的大きな感染拡大が見られることなどから、年1回の接種を行うこととし、その時期は秋冬とすることとされております。

現在、蘭越町で同じくB類疾病の定期接種である、高齢者インフルエンザは全額、高齢者肺炎球菌ワクチンは4,000円を上限とする半額助成をそれぞれ行っております。

そのため、新型コロナワクチン接種についても、町民のみなさんの安心安全を守るため、多くの方が接種されるよう、個人の負担を軽減する公費助成に取り組む必要があると考えております。ただし、現時点では、ワクチンの流通価格や接種体制の移行に係る進め方など、検討に必要な情報がまだ十分に示されておられません。

厚生労働省では、12月以降に接種に向けた各自治体の準備の進め方や具体的な内容、特例臨時接種の終了に伴って発生する対応等について精査した上で、自治体向け説明会を開催することとされていることから、それら示された情報、町内医療機関との協議、他自治体の動向なども踏まえ、公費助成や接種体制等についての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、公費助成の算定基礎となるワクチンの流通価格については、新たなワクチンの取り巻く状況変化などから、価格が示される時期が不透明であります。このため、令和6年度当初予算に編成することは難しいと考えております。実施に当たっては、改めて議員の皆様にご説明の上、御理解をいただき取り進めて行きたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございました。

新聞の記事を見て、この質問を思い立ったんですけれども、国から正式な通知はないということかもしれませんし、お答えでは公費助成に取り組みたいけれども、当初予算では難しいと、そういうお答えでございました。

新年度予算にも関わるからということで、この質問をしたんですけれども、このようにちょっと考えております。

B型に位置づけるということでございますので、現在、今、お答えにもあったように、インフルエンザですとか、それから肺炎球菌と同じ位置づけになるなというふうに考えておりました、そうしますと、その町の現在のインフルエンザや肺炎球菌の助成事業と同じようにですね、無償あるいは多額の助成を期待されるという、そういう向きも多いんじゃないかなと、そんなふうに感じているところでございます。

そこで、どのぐらいそういう財源が必要になるかということをおおよそ自分なりに試算してみたんですけれども、仮にワクチン価格が1万7,000円、9,000円とかっていうそのぐらいの価格になるだろうという、そういう資料がありました。仮に1万7,000円だとしますと、国の3割交付金があって残りは1万2,000円という、そういうことになります。1万2,000円として、仮にその65歳以上、今、町内1,800人ぐらいじゃないかなと思うんですけれども、1,800人の7割が接種すれば、町がその全額助成ということであれば、1,500万ぐらいの財源が必要になります。半額にしても750万と、そういうことになりますので、決して少額ではないという、そういう予算が必要になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、慎重な検討が必要ではないかなと、そういうふうに思います。

町からの助成をいただくということは大変ありがたいんですけれども、是非、ここはですね、他町村の動向ですとか、あるいはその予算編成全体の状況を踏まえて検討すべきではないかなというふうに、私としては考えておりますので、是非、御検討いただきたいというふうに思います。

そういうことで、改めて町長のお考えをお伺いしたいと思っております。



○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

今、答弁させていただきましたが、やはり新型コロナワクチン、B型定期予防接種に位置づけるために、町民の安全安心のためには、多くの方が接種できるという、公費助成は必要であるというふうに考えているところでございます。

それと、今、予防接種の関係においては、高齢者のインフルエンザについては全額助成ですが、3,500円という、そういう単価の部分でやっていますので、予算については、約1,300人ほどが受けて、430万くらいと、それと肺炎球菌は5年に1回という部分で半額助成なので、約30万くらいという、そういう予算ですね、今、行われております。今、議員からおっしゃった、その単価ってというのが、正式にはまだ国から示されておりませんので、いくらぐらいになるかという部分がありますが、私としては申し上げたとおりですね、インフルエンザとか肺炎球菌の助成と、公平性を考慮して、あまり、もうかい離があってですね、受けられないとかなかなか厳しいとか、そういうふうにならないような部分で、議会の御理解をいただきながら検討していきたいという考えです。

ただ、いずれにしても、国から示されておりませんし、今の中では秋から冬にかけて接種ということが有効であるというふうにも言われておりますので、その対応については、なるべく早くですね、情報入手しながら検討をしてみますが、そのときによっては、また新年度に入って、補正対応とか、議会と十分協議をさせていただいた部分で検討したいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、難波議員の質問を終わります。

次に、3番淀谷議員、質問席へ着席願います。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

○議長（熊谷雅幸） マスク外していただいて。

○3番（淀谷融） すいません。

3番淀谷です。

私のほうから、教育長へ1件、小中学校の夏休み延長についてお伺いしたいと思います。

今年の夏は猛暑が続き、道内の小・中学校の児童生徒の熱中症による緊急搬送事故が発生しました。

そのようなことから、各町市町村においては、熱中症などの事故防止対策として冷房施設の設置等の対策を進めております。

本町においても、9月定例会において、蘭越小学校の空調設備工事実施設計や、中学校については、大規模改修工事に合わせて整備することとなっております。

また、北海道教育委員会は、来年度から、道立高校と特別支援学校の夏休み延長をできるように、冬休みと合わせて休業日数の合計を50日以内から56日以内に延長することが決定されました。

冷房施設整備のハード面と、夏休み延長のソフト面の対策を同時に進めることも重要であると考えますが、町教育委員会として、夏休み延長について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 淀谷議員の小中学校の夏休み延長についての御質問にお答えします。

今夏の猛暑により、本町の学校においても、下校時刻の繰り上げや部活動の中止、午前授業対応など、異例の事態となりました。

そのような中、8月から、校長会、教頭会及び教育委員会議において、夏季休業日の延長をはじめ、熱中症対策について、継続して協議を進めてきております。

本町の学校管理規則では、夏季休業日を7月20日から8月31日までの間において、引き続き25日以内、冬季休業日については12月20日から1月20日までの間において、引き続き25日以内と定め、総日数50日以内となっております。

現在までの協議内容ですが、夏季休業日については延長することで進めており、それぞれ学校行事など、支障を来さぬよう日程調整を行い、来年度においては、27日から30日間を夏季休業日とする考えでおりま

す。

総日数の延長については、空調設備などの設置を予定していること、また、悪天候や感染症による学校閉鎖などを考慮した中で、授業時数の確保を図ることが必要なことから、現状と同じ50日以内とし、夏季休業の延長分は、冬季休業を短縮するよう規則改正も含め、進めております。

いずれにいたしましても、子どもたちの心身の健康を第一に、休業日の延長のみではなく、日頃の学校生活における熱中症対策など危機管理も徹底するよう、併せて検討を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

本町としては夏休み延長、そっか。すいません。基本的には休業日数を50日以内として、夏季休暇を延ばして、冬の冬休みを短縮するというところで検討されているということで、御答弁いただきました。

その中で、いろいろと報道等によってもいろいろな町村が今、出てきておまして、うちのほうはそのようなことで、総日数は50日以内ですということでありまして、検討しているということだったんですけども、その中で休業日数、授業日数っていうことがあるかなと、いろんな問題の部分で、学習指導要領が定めている時間、その部分で余裕があれば延ばすこともできるんだろうけども、基本的には校長会とか保護者といういろいろ協議した中で、やっぱりその授業日数っていうかな、余裕が延ばせばなくなるという部分があるから、50日以内というような検討もされているのかなと思うんですけども、その中で、延長することの課題という部分で、やっぱりあの共働きとかひとり親の家庭の部分については、やっぱり子どもたち、延びることによって、居場所っていうかね、子どもたちがそこにいる居場所とかが問題点があるのかなと。今、うちのほうでは学童保育とか、学童保育所とか放課後子供教室でやられておりますけれども、やはりその分をまた延ばしていかなきゃならないという部分、夏期間については、そういうようなこともあろうかなと思います。それと、ちょっとわかんないですけど、今まで夏季休暇とかしてるときに、ひとり親だとかね、給食っていうか、そういう問題があって延びることに

よってやっぱり共働きの人たちとか、やっぱりその部分で弁当とか必要になってくると思うんですけども、今までの部分では、給食が使われているかどうかというのにはわからないですけども、やはりそういう部分の保護者にとったら、そういう問題も出てくるんじゃないのかなというふうに思います。

それと、もう一つは冬期間の部分で今、短縮されるということで、あったんです。冬期間短縮されるということは、吹雪とかうんぬんインフルエンザとか流行ったときには臨時休校をしたり、うんぬんってすることになるんですけども、やはりそうすると冬期間短くなるわけですけども、早まるって、何て言うかな。除雪の問題、通学路の除雪の問題が早めにやっていかなきゃならないという部分が、長くなるから、今まで25日間あったのが、それが20日になるから、そういう部分も、業者と、今までは通学、何て言うか、通学時間までに歩道の除雪をしていたと思うんですけども、そういう問題もあろうかなと思うんですけども、そういう問題、課題点等については、やはりその検討委員会とかそういうところでいろいろ出たかなと思うんですけども、そのへんどのように対応しようと考えられているのかお聞きしたいんですが。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 淀谷議員の質問にお答えいたします。

今回ですね、検討の第一段階としては、やはり夏、夏ですね、子どもたちの疲労というのが非常にひどくてですね、冬以上というか、初めての経験でございますので、家庭でやはりクーラーのない子ども、それは夜、ちょっと睡眠がとれないということで、学校に来るとぐったりして、勉強、学習にもならないという状況が続きまして、さすがにこれは、ちょっと来年、どういう天候になるか見通せない中ではありますけども、やはりそういう家庭の事情等もございますので、夏休みをやっぱり延期せざるを得ないだろうなということで、今現在、進めているところです。授業日数とかの授業時数の関係はあるんですけども、56日に延ばさないという方法論というのはですね、一つは家庭の事情、やっぱりあまり長くなると親の負担が増えるのではないかという事情もございます。冬休みをそのままに置くという方法もしなかったのはですね、夏場と違ってうちのほう、除雪体制はある程度ほかの町村よりはいいわけなんですけ

ども、やはり例年、多くの日数、結局、吹きだまり等々でスクールバスが行けないという事情も出てくるといふ、そういう事情によって授業日数の関係もあるわけなんですけども、冬場はある程度、吹雪になってもですね、今までの経験値がございまして、連絡体制等々で学校、生徒、保護者等に連絡できる体制がある程度整ってるっていう状況も、準備段階が整ってるんですけども、夏場の場合はそうはいかないということもまだ未経験なものなんですけれども、そういうことで授業日数等々も踏まえた中で、冬休みはちょっと短縮しよう。できる限りですね、なるべく日数に影響のないような日数で、今、進めていると。例としては金曜日に終業式を、始業式をやれば次の土日は休みにぶつかるといふような状況も考えて、なるべく平均して慣らせるような日数を、今、考えているといふところです。あと、夏休み中の居場所づくりとしては、放課後子ども教室、夏場はですね、特別教室、何回かやってるんですけども、集めまして、それも今年に関しても何回か昆布の活性化センター等を利用した中で行っているという状況です。夏休みが増えるとその分、回数も少し考えていかなきゃならないなといふふうには思っております。

いずれにいたしましても、初めてのその夏休みの延長ということもありますので、来年はですね、またいろんな面で、どういうことになるか。熱中症予防の対策のほうも、今、してございまして、道のほうからはですね、危機管理マニュアルというものが出ております。熱中症に特化したものです。それも、今年から今、手がけるように各校長に指示のほうをしております。日頃、熱中指数、これを気にしながら屋外活動をしていきなさいといふものなんですけども、この熱中指数計ですか、そういうものもですね、来年度できれば予算に上げて購入していければいいなといふことで、いずれにしても日々の活動等も踏まえながら、夏休み中の活動も、今、どういうふうにしていこうかといふことで検討しております。夏休みを延長して冬休みを短縮すると、これを基本に、今、考えておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

その中で、道のほうからこの期間ってマニュアルが出てくるといふことで、今、説明ありまして、夏休みが長くなるとまた部活の部分に対して

も、その部分に対しても熱中症対策が必要になってくるのかなというふうに思っております、その中でマニュアルに出てくるのかも知れないと思うんですけれども、やはりその子どもたちの健康を守るという観点から、やはりこれ、来年から進めるんだろうと思うんですけれども、やはり校長会と保護者会、その中で検討されておると思うんですが、やはりどちらにしても、保護者や校長会などの意見を踏まえながらね、方針を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 道のほうのですね、マニュアル、手引きなんですけれども、方向性としてはですね、暑さ指数ですね、いわゆる暑さ指数が31以上になった場合には、屋外活動、部活動はもう中止しなさいというようなかたち、方向性であります。また、暑さ指数33以上になりそうな場合には臨時休業を考えなさいということで、今、マニュアルが作られております。その中で、地域の事情、学校のその環境状況等もいろいろありますので、道の基準を見込んで、今、各学校でどういうものを作り込んでいこうかということ、夏に向けて、今、検討しているということで、御理解していただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、学校、生徒の状況、また教室の環境をですね、十分把握しながら、子どもたちの安全安心な学校の環境づくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

次に、10番永井議員、質問席へ着席願います。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 私からはですね、これは私としては2回目、同僚議員含めて3回目の質問となります。一つ目は平成23年に、同僚議員の赤石議員が、27年には私が質問させていただいてます。

町道高校メンコチ線及び町道蘭越あけぼの線の歩道除雪について質問させていただきます。

歩道除雪は降り積もった歩道部の雪を除雪することにより、冬期間の

歩行者空間を提供するもので、特に、児童・生徒登校時における安全確保が必要であると思います。国道の歩道除雪は天候の影響にも左右されますが、遅くても7時半までには完了、通常は7時までには完了するよう指示を、指導をされているそうです。

先般、議会報告と町民との意見交換会を開催しましたが、参加された方から、蘭越上地区方面の朝の通学路における歩道除雪がなされてなく、非常に危険であることの御意見がありました。

現在の町道通学路及び歩道除雪の現状について、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の町道高校メンコチ線及び町道蘭越あけぼの線の歩道除雪についての御質問にお答えします。

歩道は歩行者の安全性を確保するための重要なスペースでありまして、歩道除雪は冬期間の歩行者の安全を確保する上で重要な作業であると認識しているところであります。

令和3年度まで歩道除雪は、町道の排雪や拡幅作業時に実施をしており、近年は歩道部分の除雪回数を増やすといった対策を講じてまいりましたが、降雪量が多い年は、各堆雪場所の排雪や町道除雪といった他の作業に多くの時間が割かれ、思うように歩道の除雪ができていないのが現状でありました。

そのような中、令和4年度には、試行的に高齢者事業団に歩道除雪を委託して、原則、通学時間帯に間に合うよう作業を行っていただくこととしましたが、悪天候で作業が危険であったり、また、町道除雪作業の終了時間が降雪状況により異なるため、通勤・通学の時間帯に除雪がされていない日もあったと報告を受けているところでございます。

一方、関係機関で組織します蘭越町通学路安全推進会議においては、委員である学校長から、冬期間、子ども達が安全に通学できるようになり安心をしたといった意見をいただいております。今年度も昨年同様に同団体に作業の依頼を申し上げていたところ、11月中旬になって作業員の確保ができないとの理由で、断りの返事がございました。

団体からの急な申出であったため、現在のところは、役場庁舎周辺の除雪作業をしている方で対応することとしておりますが、庁舎周辺と歩

道除雪となれば作業量が多く、作業員の負担が大きいため、新たな歩道除雪作業員を確保できないか、蘭越建設協会等を通して依頼をしているところです。

併せて、歩道の除雪方法は、ハンドガイド式、自走式除雪機より行っていますが、極寒の中、長時間の作業となり、身体的に負担が大きいため、除雪方法を見直し、小型ロータリ除雪機、乗用型の導入などについても検討するよう担当課に指示をいたしているところでございます。

冬期間における安全な歩行空間の確保、特に児童・生徒の通学時間帯に歩道が除雪され、安全な歩行ができる環境を整備することは道路管理者の責務でございます。

このことから、通行に支障が出ないように、できる限りの対策を講じるとともに、児童・生徒への歩行指導、さらには自動車を運転する方への注意喚起なども行ってまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 今、検討なされているということでしたが、前回、質問されたときもですね、前町長がですね、乗用型ですね、小型ロータリー、歩道用除雪のですね、小型乗用の乗用車、乗用タイプの導入も検討しますということでしたが、あれから8年、まだ未だにないんですけれども、どんどんどんどん値段高くなっていきますね。この間、調べたら2,500万だそうですが、それはそれで財政負担もありますが、やっぱり子どもたち、また住民の安全を守るということも大事ですし、特に、高校通のラインはですね、道路、本当に田んぼと何かあぜ道みたいなところに道路を作ったときにはですね、ふるさとの一本道という名をつけてですね、新たな路線を作ったわけですが、やはり路線、前も質問したときにはですね、本当に行政のおかげでですね、体育館、それから野球場、それからこぶし団地、それから重機車庫、リサイクルセンターとですね、あの道沿いのですね、環境がもう本当に発展したと思います。本当にありがたいと思いますが、やはり、それでもう一つ、あそこの路線にはですね、5年ぐらい前ですか、愛星学園の建替用地としてですね、蘭越町が譲った経緯もあります。ますますあの路線はですね、子どもたちが通学路として使う路線としてですね、重要でありますし、町長も、先ほど、よく御存



じの答弁をしていますが、ハンドオーガで一時、国道もですね、やってたんですよね。25、6年前までは。とてもじゃないけど間に合わない。国道除雪やってる方に聞いたら、あけぼの団地から小学校まで、蘭越町の場合。それから同時に、どこでしたっけ、白井川をやってるんですけども、交番のところから、こちらの道の駅のあたり、小学校まではやっぱり絶対にもう7時まで開けなきゃいけないという状況にあるそうですね。やはりそうなるとですね、やっぱり無理でも、まず雪がだんだんだんだん少なくなってきたんですけども、そういったですね、速やかに除雪できるような体制をですね、作っていかねばならないんじゃないかなと思います。

また、蘭越高校のところなんですけど、前回、すごく一応、排雪も強化しますということで、当時の校長先生すごく喜んでくれまして、私もお礼の言葉をいただいたんですけども、同時にですね、スクールバスの停車位置なんですけども、このことを言うてからですね、校内に入ってくれて、校内で子どもたちを降ろすようにしてたんですけど、今、ちょっとこの間、通っていると、あそこの門のところですね、停車して、道路、もともとあそこはすごい狭いので、やはり車がT字路もありますし、野球場のほうから来た車もありますので、ちょっと危険かなって、全員が全員、全部の車が運転手さんによるのかもしれないですけども、その件はですね、ちょっと徹底してもらいたいなと思います。それと、やはり中学生も、高校生もあそこを通るんですけども、ちょっとあの歩道がですね、雪が多いとですね、誰か1人が歩くところ1本の線に行くんですけども、3人以上いるとやっぱりね、幅広がって車道を歩いてるっていう、なぜかそういう現象があるので、やはり朝早くですね、除雪された道路、車道というのは、歩きやすいのはもう人の気持ちとしてはわかるんですけど、やはり歩道除雪、やっぱり夏場でも歩行者のために安全に歩ける道のために作った歩道ですから、冬、雪あるからと言ってですね、除雪しないっていうのは、ちょっとより危険度を増すことになりますので、そのへんのことをちょっと考えていただきたいなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えします。

議員からこれで3回目ということで、歩道除雪に関しては、これまでですね、いろいろ回数を見直しながら、そして高齢者事業団のほうに委託をして、なるべく間に合うように努めてきた経緯があって、そういう効果もあって、何とかですね、除雪体制を、歩道除雪体制をきちっとできるかなというふうに考えた矢先、今年急にどうしてもできないという話があってですね、急遽、内部で、今現在、検討して、何とか、実は、私も倶知安の道路事業所の、国ですね、所長さんまで後志管内でロータリーを貸してくれるところがないかっていうことをちょっとお願いしてですね、所長も、全町村のとか、会社も全部当たったけど、やっぱり余分な車両はないっていうような回答をいただきました。それと、リースとかそういうものについても、もう全然空きがないと、購入になってくると、先ほど議員が言ったとおりですね、1.3メートル幅もう2,000数百万というぐらいですね、それくらい高額な車両だということも担当のほうから聞いているところです。これまでは何とか自走というか、手押しですね、きちっとやってくれる方がいて、安全面も考慮しながらできるというような体制で考えたんですが、今、いろんな重機の部分については、非常に経年劣化とか故障があってですね、次から次とダンプとか、ロータリーとか、そういうものをいろんな部分で、毎年予算措置をさせていただき、すぐできないと、1年半待ちとか、そういうような部分もあってですね、そういう重機の修繕、維持、購入、そういうのに努めてきた経過があって、なかなか歩道のロータリーまで手が回らなかったっていうのが現状でございます。ただ、これからは、なかなかそういうふうにはいけないと、そういう高齢化も含めてやってくれる方がいないというのが現状なんで、何とか今年はそういう部分でいろいろ建設協会等をお願いして、人の配置、そういう部分も検討してもらってるし、できなければ今、役場周辺を除雪している、そういうその方にも言って、協力体制をとって、通学路になるべく対応できる体制をとっていきたいというふうに思っているところです。ただ、今後については、十分内部で検討をいたしますが、ロータリーを購入する、そういうふうになっても、やはり1年以上かかるとかですね、そういうことも聞いておりますので、そのへんのところは、やっぱりこれからは判断を、決断をしなければならないというようなことも考えておりますので、担当のほうにはどのような機種、さらには、いくらぐらい購入価格、そして期間、そういうのも調べるように指示をしているところでございます。そのような中で、今すぐ改善が

できるという状況ではないのですが、何とか今年の冬を、いろんな皆さんの協力の中でですね、乗り切ってまいりたいというふうに考えてます。特に、あけぼの線においてはですね、路線の一部なんですけど、そこに住んでの方が自主的に歩道除雪をやっていただいとすることも聞いておりますし、非常に皆さんの協力の中でですね、子どもたち、さらには、歩行する人方の安全が保たれてるんだなということも感謝をしているところでございますので、十分内部で検討しながら進めたいと思います。御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 子どもたち、交通弱者の方々の身体生命を守る安全な歩道を確保するために、また悲惨な事故に遭うことがないように十分配慮し、安全安心な道路の維持管理に今後も努めてまいります。これは、前町長ですね、質問の私の質問に対する最後の言葉だったんですけども、是非ですね、安全なですね、歩道管理をしてもらいたいなと思います。これは事故に遭った人、遭わせた人、本当両者が不幸になるので、是非お願いしたいと思います。終わります。ありがとうございます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えします。

議員おっしゃっていただき、町としてもですね、道路の管理上、きちっと安全対策を講じる、これは管理者の責務でございます。ただ、今、今年急にそのような状況となってしまったものですから、その対応をできる、そういう職員含めて、今、早急にいろんなところをお願いしております。将来的には、先ほど答弁させていただきましたが、ロータリーの購入、その部分については十分検討したいなと。そういうロータリーができると、配置できると、時間的な短縮、そういうものも効果があるということにはわかっていますが、何分、財政的な部分、そういうのもあるので、十分検討して進めたいと思いますので御理解を願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、永井議員の質問を終わります。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

9 番 柳 谷 議 員。

○ 9 番（柳谷要） 私からは1点だけ質問をいたします。

まず、町立診療所は現在、受付の15分前に玄関入口の解錠をしています。家族に送ってもらった方やバスなどの交通機関を利用した方は、早めに着いたときに、風除室の寒い所で待つこととなります。施設の管理上の問題もあると思いますが、解錠時間を早められないものか、町長の所見を伺います。

○ 議長（熊谷雅幸） 金町長。

○ 町長（金秀行） 柳谷議員の診療所の待合室利用時間についての御質問にお答えします。

蘭越診療所の受付時間については、昨年8月1日より診療時間の15分前の8時15分から、診察終了時間の30分前までとさせていただいております。

以前は、受付時間を明確にしていなかったため、職員が出勤する前から来院される患者さんがいたのが実情で、明確な時間は決めておりませんでした。外で待たれている方には、早めに出勤した職員が開錠し、待合室に入らせていただいております。

しかし、職員の始業時間である8時15分に医師と職員全員によるミーティングを行い、当日の診療に係る伝達と確認をしていることから、早くに来られた患者さんが多いときなどは、職員が揃わない時間帯から患者さんの対応をしなくてはならないケースもあり、対応に当たる職員が参加できないことがあったことから、全員が揃ってミーティングを行えるよう、受付時間を明確にさせていただいております。

また、開錠は、おおよそ8時頃には風除室まで入って待つだけのように診療所入口の自動ドアを開けており、緊急時を除き、8時15分から待合室まで入らせていただき、受付とさせていただいております。

しかし、これから厳しい冷え込みで風除室が寒くなることから、担当職員と協議を行いながら、中扉を開けて、風除室内で暖かく受付時間までお待ちいただけるよう、出来得る範囲で配慮するよう努めることと指示をし、内部でもそういう方向で取り進めることを確認しております。患者さんにも、受付時間を遵守いただくよう周知や御協力をいただき、

対応等を行ってまいりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 診療所の内部の問題で、私がこの質問をするに至った経過を少し申し上げたいと思います。

実は、港に住んでいらっしゃる方から、診療所まで車で普通に走って25分の地域に、港は位置しております。まだ早いなって、市街であれば、一旦、家に戻るってということもあるだろうと思うんですが、何人かで乗り合わせしてきたときに、25分間をきちんと来るわけにはいかないので、やっぱり早めに来るといって、そういうときに寒い風除室の中で待つことになったと。決して健康な人をばかりが、健康な人が診療所に行くわけではありませんので、そのへんの体制の問題ですね、管理上の問題であれば、私はこれは改めるべきでないかというふうに、努力すれば改めることができるのではないかと。

それと、ただ今の町長の答弁では、打ち合わせそのほかのミーティングのために使う時間、どう来院された方を対応するのかっていうことで、どんな検討がなされたかは答弁ではありませんでしたけどね、今までの体制でやるから我慢してくれでは、やっぱりちょっと私はもう一回、答弁いただきたいというふうに思っております。

同時にですね、大げさなこと言うわけではありませんが、私は度々、役目柄いろんな家庭をお邪魔するんですが、最大のもてなしとは何かっていうことをはっと思わされたことがあるんです。玄関を開けて入ると、よく来てくれたと言って、居間に案内されると、そうするとストーブの口を開けて、薪をどんどんくべるわけですね。それどうしてそうかっていうと、寒い時期、最大のもてなしは、暖房であると。そういうやっぱり北海道の風土っていうものは、生活の中に根付いているものがあるんですね。石油ストーブを大きくするっていう家庭はそんなにないと思いますが、薪ストーブのときは、隙間だらけの住宅に住んでると、やっぱりもう1本、薪をストーブに入れると、それはもてなしなんだということですね。やっぱり、私は忘れ去られたそういうやっぱり、北海道で開墾に当たって来られた方々にそういうもてなしの心っていうのがですね、やっぱり役場の施設でもですね、やっぱり心の底にとどめるべきだというふ

うに思うんですね。

これは庁舎の管理上の問題を、町長、おっしゃるけども、それは住民は直接関係ないわけですよ。守るべき時間は守らなきゃならないけども、やはりもっとゆとりがほしいという、私はそういう発信だと思って受け止めたのでね、そのへん、もう1回、町長から答弁いただければありがたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えします。

今、診療時間の、開けてですね、待っていただく、今、議員おっしゃったとおり、寒いというお話を伺いましたので、実は待合室で待ってもらおうと、開けた場合ですね、どうしても患者さんは、今日薬だけほしいとか、何ほしいって言って、受付のほうにどうしてもお話をしてくるんです。そういう部分の中で、担当としてはですね、来たらそれを受けざるを得ないんですよ。ですから、そこを患者の皆さんにも協力をしてもらう、そのためにはですね、今、最初に答弁をさせていただきましたが、風除室を開けて、さらに中扉も開けます。それによって、暖房が全てその中で回ってくる、そういうふうになってます。ですから、寒いということはありません。玄関の、その今までは風除室だけでしたが、中扉も開けますので、そこの中は、その中で椅子を置いてですね、暖かい段階で、受付まで待っていただきたい、そういうような配慮は職員の今の中でできるというふうに聞きましたので、それは是非、進めるようにと。ですから、夏期間においては、逆に、冷房、そういうことも、中扉を開けますので、そういう対応ができる。ただ、言ったとおり、入って、受付とか、職員がいると、どうしてもそこで患者に対応しなければならないという部分がありますので、そのへんのところは、何とか患者の皆さんにも協力をして、きちっと8時15分から受付体制をとりたいということですので、まずはその今の風除室、そして中扉を開けて、寒さ対策、暑さ対策をやっていきながら、また患者さんの声も聞きながらですね、そのへんの、それでもいろんな部分で問題があるとかいう部分であれば、内部でまた対応について協議させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 町長、どうもありがとうございます。

中扉を開けるっていうのは、大変な前進回答だと思うんですよ。ちょっとガラスが曇るかなっていうことも考えたりするんですけど、それでも、コートをきちんと着て、靴を履いていれば、中扉を開けていただければ、暖かいところに入れるということですね。私はですね、やっぱり今、診療所をどう町民が見るかっていうのを非常に、特にこの議会で私の発言もそうなんですけど、診療所の何もかにも完成された施設だって誰も思っていないですよ。やっぱり、草創期ですね、蘭越診療所としては。こういうかたちで1か所で町民の健康を守るということをやってるわけですから、始まってまもなくですね、先生方が相次いで体調を崩したり、そういうことでやっぱり除菌をお願いしたりして、担当者の苦勞ってのはやっぱり想像に余りあるというのは、私はよくわかってるんですよ。でも、町民が、同時に町民が置き去りにされないされないようなね、そういうやっぱり配慮というものは、やっぱりもっと温かいかたちで医療機関にふさわしい接客とか住民対応っていうのは必要なんじゃないかと。それと、管理っていうのはもっとですね、何と申すか、働く人はシビアかもしれないけど、町民に対しての配慮というのは行き届いてないといけないというふうに思っております。町長の答弁で私は納得しましたが、もう1回、できれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えします。

町の診療所ということで、一次医療の拠点なんですね。そういう部分の中で、住民が安全、そして安心して診療体制を受ける、そういうことを努めるのが、一次医療としての役割っていうことも、十分、職員共々ですね、認識をしているところです。今回、こういうような問題が出された部分の中で、今、対応として、やはり患者さんはいろんなことで来ますので、必ずその患者さんが15分まで絶対待てと、救急とかね、もう本当に具合悪くて、どうしようもない場合は、やっぱり職員、その場の判断でいろいろ対応をとらせる、そういうことは常日頃、打ち合わせの部分の中でも言っておりますので、まずは患者さんにも、受付時間については、こ

うということで協力を願う。さらに、いろいろな問題、これから出てくることも考えられますので、そういうときには、いろいろ内部で協議しながら、町民あって、患者があつての診療所だという部分を十分認識しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） この受付時間と風除室との関係っていうのはですね、やっぱり今、私が申し上げたような、配慮は忘れてませんよっていうことですね、回覧板、そのほかでね、やっぱり書き込みできるところに周知をしていただきたいというふうにして思ってますのでね、それで、こんなに蘭越町は広いんだよっていうのが、港の人方が蘭越に来るときのことを考えてもらえばですね、普通のスピードで来たら、25分たっぴりかかるんですよ。ほとんどね、15分以内でどこの町村も中心市街地に来れるっていう、そういう状況にあるんですけど、蘭越はやっぱり、合併に反対したのもそういう理由も一つあるんですけど、町外れが非常に離れているという、そういう特殊性もあるもんですから、周知していただいて、より多くの患者さんに来ていただけるようにっていう、そういうやっぱり一次医療の役割を果たしていただきたいというふうに思っております。担当者の御苦労と、それから申し遅れましたが、答弁はいらないんですが、私も住民の1人として、50年にわたる高階先生の話、今日、伺いまして、本当に敬意を持ってお礼を申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 非常に、今の措置に対してですね、まずやれるところからっていう部分の中で評価をいただいていたのは、大変ありがたいなというふうに思ってますし、今、一次医療の拠点っていう部分の中で答弁させていただきましたので、今、診療所がこういうふういきちっと対応します、そういう部分については、いろいろな情報等は周知を図るということ、担当の方に指示してですね、行いたいなというふうに思っております。

今後とも町民の皆さんが診療所を利用していただける、そんなような



診療所にならなければならないというふうに考えておりますので、職員共々努力してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○9番（柳谷要） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、柳谷議員の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、選挙第1号蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

○3番（淀谷融） 議長。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 動議を提出します。蘭越町選挙管理委員会委員及び補助員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることを望みます。

（「賛成者」あり）

○議長（熊谷雅幸） ただいま淀谷議員から、蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、指名推選により行われたいと動議が提出されました。この動議に賛成者がありましたので、成立いたしました。

選挙の方法は指名推選とすることの動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは指名の方法についてお諮りいたします。

○3番（淀谷融） 議長。

○議長（熊谷雅幸） はい。淀谷議員。

○3番（淀谷融） 動議を提出します。  
指名者に熊谷議長を指名いたします。

（「賛成者」あり）

○議長（熊谷雅幸） はい。ただいま淀谷議員からの指名方法について、議長が指名することによる動議が提出されました。この動議には賛成者がありますので成立いたしました。

指名の方法は、議長が指名することの動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員には、干場良広さん。丸田伊智子さん。福原政幸さん。山本阿津子さん。

選挙管理委員補充員には、第1順位宮本勝義さん。第2順位古谷博子さん、第3順位亀尾浩さん。第4順位大場昭彦さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員は、ただいま指名した干場良広さん、丸田伊智子さん、福原政幸さん、山本阿津子さん。補充員には第1順位宮本勝義さん、第2順位古谷博子さん。第3順位亀尾浩さん、第4順位大場昭彦さんが当選されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、同意第1号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

（対象者除斥）

---

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

---

○議長（熊谷雅幸） 提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

この度、任命の同意を求める教育長につきましては、12月19日をもって任期が満了になります小林教育長でございます。

小林教育長は、令和2年12月から1期3年、教育長を務めておられ、人格が高潔で、職員の信頼と住民の信望に厚い人柄であり、教育、学術及び文化に関し見識を有しており、現職の小林教育長に、再度、この重責を担っていただく新たな教育長として適任であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、教育長の任期は、12月20日から3年となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論省略します。

これより、同意第1号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(除斥者入場)

---

○議長(熊谷雅幸) 再開します。

---

○議長(熊谷雅幸) ここで、蘭越町教育委員会教育長に任命の同意を得ました小林教育長から発言が求められておりますので、これを許します。

小林教育長。

○教育長(小林俊也) 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

この度は、金町長の特段の御配慮によりまして、私の教育長への再任を御提案していただきましたところ、議員の皆様の御同意を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

歴代の先輩方が御尽力され、築き上げてきた蘭越町の教育行政に従事させていただきながら、改めてその重責を感じ、身の引き締まる思いであります。

この充実した教育行政を停滞させることなく、取り組んでまいりたいと考えておりますが、教育を取り巻く環境は複雑化かつ多様化し、教育委員会の取り組むべき課題は山積しております。

そのような中で、この度の再任を重く受け止めまして、もとより非力ではありますが、これまで以上に努力し、職責を果たしてまいります。

町議会の皆様をはじめ、町理事者の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○議長(熊谷雅幸) ここで10分間、休憩いたします。

再開は、14時5分といたします。

---

○議長(熊谷雅幸) 再開します。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、同意第2号、同意第3号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま一括上程されました、同意第2号並びに同意第3号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

任命の同意を求める教育委員会委員につきましては、今回、任期満了をもって退任される及川かをり委員と、西元裕子委員の後任として、新たに任命させていただきますのは、蘭越町字富岡1074番地8、宮武かおりさん、蘭越町字田下76番地、安田智恵子さんであります。

お二人とも地域の信望も厚く、人格が高潔である方でございます。蘭越町教育委員会委員として議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、これに同意することに決定いたしました。

同意第3号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、同意第3号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、これに同意することに決定いたしました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第8、議案第1号示談の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第1号物損事故に係る示談の締結について、御説明いたします。

事故発生日時につきましては、令和5年8月29日、午前9時頃で、場所は蘭越町241番地12、蘭越保育所前の駐車場です。

事故の概要ですが、職員が草刈機で駐車場周辺の草刈り作業を行っていたところ、駐車していた相手方車両に小石が飛び跳ね、車両のバックドア部分に損害を与えたものです。

示談の内容ですが、駐車しておりました車両に、草刈り作業中に石を飛ばせてしまったことによる損害のため、相手方車両の現状復旧費13万8,439円全額を町が負担するものでございます。

なお、示談の相手方は、蘭越町蘭越町222番地49、北川恵氏で、蘭越保育所の会計年度任用職員でございます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号示談の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第2号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

この条例につきましては、本年9月14日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が交付されたことによりまして、本町条例におきましても文言整理等を行う必要があり、改正箇所が多岐にわたることから、全文改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料⑭によりまして、御説明申し上げます。

はじめに、第1章総則では、本条例は、子ども・子育て支援法に基づき定めることを第1条で定めます。本条例中の用語の定義を第2条で定め、第3条では、全ての子どもが健やかに成長するために施設等が提供する特定教育・保育に対する原則を定めております。

第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準、この章では、特定教育・保育施設、いわゆる幼稚園や保育所を指しますが、その運営に関する基準を定めております。

まず、第1節第4条では、利用定員について規定しております。

第2節は、施設が特定教育・保育給付認定こども、保護者に対しまして、その保育等の提供を行う場合に必要となる事項を定めております。第5条内容及び手続説明及び同意から、2ページになりますが、第34条記録の整備までの各条におきまして、施設がそれぞれを適切に行うことを規定しております。

第3節では、施設が特別利用保育・特別利用教育の提供を行う場合の基準及び給付費について定めております。第35条、第36条ともに、子ども・子育て支援法の基準を遵守しなければならないと定めます。

つづいて、第3章では特定地域型保育事業、3歳未満の子どもを保育するために認可された施設の運営基準について定めております。

第1節第37条は、特定地域型保育事業の利用定員について定めております。

第2節につきましては、特定地域型保育事業者が、満3歳未満保育認定子どもに対しまして、特定地域型保育の提供を行う場合に必要となる事項を定めております。第38条内容及び手続の説明及び同意、3ページになります、第50条準用までの各条におきまして、事業者がそれぞれを適切に行うことを規定しております。

第3節につきましては、特定地域型保育事業者が、特別利用・特定利用地域型保育の提供を行う際の基準及び給付費について定めております。第51条、第52条ともに子ども・子育て支援法の基準を遵守しなければならないと定めております。

第4章雑則でございます。第53条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものと規定させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたいと考えております。



説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年度人事院勧告による期末手当0.1月分の引上げの内容、また、先般、11月2日に開催されました特別職報酬等審議会においての改定の答申を踏まえまして、議会議員及び特別職の期末手当につきましては、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料①を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。1ページになります。

はじめに、第1条関係の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございますが、第4条第2項中、100分の220を100分の225に改めるもので、6月、12月の支給をそれぞれ225に改正するものです。

次に、第2条関係の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条と同様に、第4条第2項中、100分の220を100分の225に改めるものです。

次の第3条関係の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、2ページを御覧願います。前条と同様になりますが、第3条第3項中、100分の220を100分の225に改めるものです。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものです。

また、第2項から第4項までは経過措置で、令和5年度に限り、それぞれ改正後の条例中、100分の225とあるのは100分の230と読み替えて適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和5年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の改正より、本条例につきましても所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料②の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。1ページを御覧願います。

はじめに、第1条として、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の改正についてでございますが、条例第23条第2項中、期末手当基礎額にの次に、6月に支給する場合においてはを加え、100分の120の次に、12月に支給する場合においては100分の125を加えるものです。

次に、条例第24条第2項第1号中、加算した額にの次に、6月に支給する場合においてはを加え、100分の100の次に、12月に支給する場合においては100分の105を加えるものです。

次に、別表第1、第4条関係の給料表でございますが、2ページから7ページまで、左の表から右の表のアンダーラインのとおり改正するもので、平均で0.96パーセントの引き上げとなっております。7ページを御覧願います。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するもので、第2条は第1条の規定による改正後の給与条例は、令和5年4月1

日から適用するものです。

第3条は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。8ページを御覧願います。

第4条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

次に、第2条として令和6年度から適用となる改正ですが、第23条第2項中、6月に支給する場合においては、100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を、100分の122.5に改めるものです。

次に、第24条第2項1号中、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を、100分の102.5に改めるものです。この改正により、来年度の6月、12月に支給されます期末・勤勉手当の支給率は均等となるものです。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和5年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の俸給月額を引き上げに伴い、会計年度職員の給料表の改正が必要となることから条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料③の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。1ページになります。

別表第1の給料表でございますが、左の表の各号俸及び各職務の級に定める給料月額を、右の表のとおり、2ページにかけて改めるもので、平均で1.025パーセント、5,115円の引上げとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今の説明の中で、令和5年度の人事院勧告の内容を踏まえて引き上げということでありました。その前に、職員の部分について、この給与表の部分なんですけど、附則を見ますと、6年、来年の4月1日から実施ということになっております。基本的に会計年度任用職員

というのは原則1年が雇用期間ということであります。職員の場合は、令和5年4月1日からと遡及されていると、会計年度職員は遡及されていないと、基本的に令和6年4月1日から、これが改正されたとしても、現在いる会計年度職員については、この人勧の部分であっても、その効果がないというふうに思うわけであります。それで、この会計年度職員について、職員と同様に、令和5年4月1日から遡及がないという、そのへんの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 会計年度任用職員の制度が開始されて、される段階でですね、まず4月から3月という年度雇用で会計年度任用職員、今現在も施行されております。その時点で、この年度雇用の段階でですね、いわゆるこの引き上げにつきましては、この遡及しないで、4月適用ということで、あくまでもこの4月から適用するということで、職員にはこの部分は準じてないということにはなっておりますが、各町村実はバラバラでございます。半分ぐらいは、遡及して適用しているところもありますが、うちの町の取り扱いとしては、当初、導入当初ですね、そういう考えのもとで今の改正についてはやらせていただいております。そのへんも含めて、今、お話がありましたのは十分認識しておりますので、今後の取り扱いとして、そのへんも検討していく要素はあるかなというふうに考えておりますので御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） この制度ができたときからの、本町の場合は、遡及しないということ、今、説明がありました。それでちょっと調べてみたら、今年の総務省から5月にですね、この給与改定についてですね、改正の実施時期を含め、常勤職員に準じることを基本とするということで通知が出てると思うんです。その中で、今、物価高騰とか云々で賃上げしなさいということで、総務省があえてこの通知を出すということは、やはりその部分で上げなさいと、引き上げてやるような手段をとりなさいということで、通知が出されてると思います。多分届いてると思うんですけども、それと、その中でまた総務省が11月か、11月9日、この部分

で、参議院の総務委員会で質疑があって、この分の引き上げた部分については、地方交付税で補正するっていうか、増額するということであっているわけでありまして。そういう部分であると、やはり確かに、今、言われたように、各町村もバラバラだと思んですけども、どうしても今、うちの場合、職員が275人いるんですけども、そのうちの会計年度任用職員は158人、半分以上が会計年度任用職員ということで、やっぱりその行政を支えてるっていうのは、かなり会計年度任用職員がいるから支えられてるんじゃないのかなという部分も思います。その部分で、その会計年度職員がいなければ事業が成り立たない事業もあるのかなと思うんです。そういう部分で、やはりこういう会計年度職員に対してもですね、遡及して、やはり賃金を上げてやるという、1年が原則でありますので、やはりその分、来年になって辞めたら、この成果が上がった部分が、なんて言うのかな。受けられないということが考えられますので、そのへんどのようにお考えなのか、もう一度お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 今、遡及についての考えは、先ほど答弁したとおりでございます。今後の取り扱いといたしましては、総合的な、全体の雇用の関係も当然でございますので、職員と会計年度任用職員のそのへんの相互の関係性も併せて遡及するかしないか、そのへんもちょっと検討しながら進めていかなきゃならないというふうに思っています。あと、加えて、議員御承知のとおり、勤勉手当、会計年度任用職員の、それも来年度から各町村導入されることになっていくかと思っておりますけども、それらも含めて、本町についても、3月の定例になるかとは思いますが、併せてその分についても引き上げというかですね、手当のほうは会計年度のほうにもつけれるというふうに、それはやっていこうと考えておりますので御理解願います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 6年の、来年度から、今、期末手当だけということになってるんですが、6年度から、今、言われたように、勤勉手当も支給しなさいよということになってるというのは承知しております。その中

で、やはりその基本っていうのは、基本月額給与が、月額給与が、それがかかってくるわけですから、やはりその部分で遡及するなりして、その分をやっぱり上げてあげなければならないと思います。それで、今、これが可決するともう6月の、来年の4月1日ってなっちゃうんですけども、今、答弁あったように、やはりその分、なんて言うのかな、見直して、やはり会計年度任用職員の、やっぱりそういうところも遡及するか、何かそういうふうな対応策を考えていると、検討したいと、勤勉手当もあるので3月でっていうことを言っておりましたけども、そういうところをやはり、格差というかですね、生じてくるという部分ありますので、やっぱり会計年度任用職員に対してもですね、職員と同じように遡及してあげるといことがとても大切ではないかと思うんですが、町長、どうでしょうか。そのへん答弁お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員には、各年度の4月1日で雇用契約を結んでおります。これが原則です。ですから、議員おっしゃっている、その部分は各町村の判断のもとにこれを実施するか、しないか、あくまでも議会の同意も必要だというふうに考えております。ですから、今年度については、今、提案させていただいたとおり、令和6年4月から、さらに会計年度任用職員の給与関係を上げるというかたちのもとで御理解をいただきたいと、総務課長から申し上げたとおり、今後の対応については内部で十分、国のそういう指導等も含めながら、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今、こうやってても6月、今、基本的に言ったら、これを修正するとかやったら、かなり予算まで関係してくるので、ちょっとあれなんですけども、そういう部分で、先ほど言われましたとおり、今年度はそのように理解しますけれども、来年度からはやはりそういう部分の、もし人事院勧告があって、あった場合にですね、さっきの職員と同じように遡及するような対応で十分検討していただきたいと思っております。



で、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 答弁はいい。  
渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 検討してまいりたいと思いますので、御理解願ひ  
ます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第6号蘭越町職員の旅費に  
関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第6号蘭越町職  
員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げ  
ます。

今回の一部改正ですが、現在、職員が外勤や出張等の公務に使用しております公用車は、全部で15台程度ございますが、公用車の使用が重複し、特に町内の移動など、緊急を要するときにはやむを得ず、自家用車を使わなければならぬ事情を踏まえ、職員の自家用車を準公用車として事前に登録し、公用車の不足時に自家用車を使用できるよう、所要の改正を行うものです。なお、準公用車の使用区域については町内に限るものです。

それでは、参考資料④を御覧願います。改正箇所は、アンダーラインを引いております。

第2条第1項第3号中、往復8キロメートル以上の旅行をいう。の次に、ただし、町内にあってはあらかじめ任命権者の許可を受けた自家用自動車（以下、準公用車という。）によって、外勤をする場合にはこれに準ずる。を加えるものです。

次に、第7条第1項の次に第2項として、準公用車の使用者については車賃を支給する。旅費の支給に関し必要な事項は規則で定める。を加えるものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

準公用車ということで、利用するということでありまして、この中で、車賃、車代を支給すると、これ規則で決めるんだろうと思うんですけども、どれぐらいの予定をしているのかということと、それと、こんなことあったらよくないんですが、万が一、事故あった場合にですね、保険なんですけど、保険の適用というのは、自分の車の任意保険を使うのか、それとも、役場であえて保険、改めてかけてやるのか、そのへんちょっとお伺いしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず、準公用車の許可を受けるときにですね、準公用車の許可申請書というものを提出していただきまして、使用した距離数に応じて車賃として1キロ20円を職員旅費から支払うようにしたいと考えております。例えば、今の旅費でいうと、一番遠いところで港町、34キロとして往復で680円、これを車賃として支払うことを想定しております。

2点目ですけれども、公務中に事故が生じた場合です。個人の自家用車、いわゆるこれを準公用車といたしますので、個人の保険をもって対応することになります。なお準公用車の保険の条件としてですね、当然、自賠責保険、対人無制限、対物1,000万以上の使用のこの車を条件として、個人の保険で登録を認めると、事故のあった場合、それも含めて申請を出していただくというようなことを想定しております。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第7号蘭越町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税統一QRコード導入により納税者への利便性向上が図られたことに伴い、督促手数料の徴収廃止することにより、今後もより一層、事務効率化と収納率向上を図り、また、軽自動車税種別割の賦課期日であります4月1日現在の軽自動車等の取得、廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料⑤を御覧願います。

新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所にはアンダーラインを引いてございます。

第21条、督促手数料を削除し、第82条第2項、軽自動車税種別割の納期を4月15日から同月30日までを、5月15日から同月31日に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、改正後の蘭越町税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の督促手数料、軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの督促手数料、軽自動車税については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第15、議案第8号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長(名越義博) ただいま上程されました、議案第8号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、全世帯対応型の持続可能な社会保険制度の構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、令和5年法律第31号の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令、令和5年政令第243号が令和5年7月20日に公布されました。

これに伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料⑥、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、令和6年1月1日でございます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第23条第3項は、法規定の新設でございますので、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に減額該当期間に乗

じて得た額を減額する規定が設けられました。

減額該当期間についてですが、出産被保険者が単胎妊娠の場合は、出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月の4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月の6か月間が減額該当期間となります。

なお、出産被保険者の対象となる出産とは妊娠85日以上分娩をいまいして、死産、人工妊娠中絶を含む流産及び早産の場合も対象となります。

また、現在、低所得者軽減といたしまして、世帯の所得が一定額以下の場合は、応益割の部分につきまして軽減措置を講ずる制度が設けられており、均等割額の7割、5割、2割が適用されている場合には、当該軽減後の被保険者均等割額をそれぞれの区分により12分の1を減額、該当期間に応じ減額するものでございます。

2ページを御覧願います。

減額該当期間について、中段からの参考図により御説明申し上げますが、単胎妊娠の場合、令和5年11月、出産予定月の方は、対象期間は令和5年10月から令和6年1月までの4か月間となりますが、制度開始が令和6年1月のため、令和6年1月分の1か月分のみが減額該当となります。

令和5年12月出産予定月の方は、令和6年1月と2月の2か月分の期間が該当となります。

令和6年1月出産予定月の方は、令和6年1月から3月の3か月分が該当となります。

2月出産予定以降の方から、対象期間4か月全ての期間が減額対象となります。

なお、多胎妊娠の方の場合は、出産予定月の3か月前から対象期間となるため、令和6年4月出産予定月以降の方から、対象期間6か月全ての期間が減額対象となります。

3ページを御覧願います。

均等割額の減額についてでございます。

(1) 基礎課税額の被保険者均等割額は、7割法定軽減の世帯の被保険者は1か月分285円の減額で、単胎妊娠の場合は最大減額期間4か月で1,140円の減額となり、多胎妊娠の場合は、最大減額期間6か月で1,710円の減額となります。

なお、減額計算は、出産被保険者均等割額の12分の1に該当月数を乗じて得た額の端数を1円未満を切り上げた額となります。

以下、5割軽減、2割軽減、軽減を受けていない世帯の算定方式は、御覧のとおり、同様の算定となりますので、御説明を省略させていただきます。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、(3) 介護納付金課税額の被保険者均等割額についても、(1)の基礎課税額の被保険者均等割額と同様の方法により算定いたしますので、算定額の説明は省略させていただきます。

4ページを御覧願います。

(4) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の減額を合算しますと、7割法定軽減世帯の被保険者均等割額は1か月743円の減額となり、単胎妊娠の場合、4か月で2,970円、多胎妊娠の場合、6か月で4,455円の減額となります。

5割法定刑現世代の被保険者均等割額は、1か月1,239円の減額となり、単胎妊娠の場合、4か月で4,951円、多胎妊娠の場合、6か月で7,425円減額となります。

2割軽減の世帯及び軽減を受けていない世帯についても、同様の算定方法となりますので、省略させていただきます。

なお、40歳未満の方は介護納付金が課税されていないため、介護納付金の減額の対象とはなりません。また、所得割額が課税となっている出産被保険者は、所得割額の12分の1の額に該当期間を乗じて得た額も合わせて減額となります。

参考までに、令和5年度で、産前産後期間の減額の対象となる方は、現在2名で2万6,500円が減額となる見込みです。

1ページに戻ります。

この措置に係る財源措置でございますけれども、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1で、地方負担分については交付税措置が講じられる予定です。

第24条の3は、法規定の新設でございますして、第23条第3項の新設に伴い、出産被保険者に係る届出事項の規定が設けられました。届出の提出が必要となる書類についてですが、(1) 出産予定日又は出産日を確認することができる書類、(2) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類、(3) 出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者

と、当該出産に係ることの身分関係を確認することができる書類の提出が必要となります。

なお、届出書類を提出されていない場合であっても、町が全ての事項を確認できる場合につきましては、職権で減額措置することができます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、議案第9号蘭越町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第9号蘭越町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行、また、



戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加され、合わせて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、本町の条例についても改正が必要となったことから、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料⑦を御覧ください。

新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、戸籍法及び政令の改正に合わせて、別表3の文言を含め全部の改正を行うものとなっております。

改正後の欄で御説明申し上げます。

まず1番につきましては、いわゆる戸籍謄本・抄本の交付手数料となります。手数料につきましては、1通450円と定めるものでございます。

2番につきましては、戸籍記載事項証明書の交付手数料で、1件350円と定めるものでございます。

3番は、今回の法改正等により新たに加えられました戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、1件につき400円と定めます。

この識別符号は、戸籍1件ずつに付番されるものでありまして、この符号を取得することにより、パスポートの発給申請時等に戸籍謄本の添付を省略し、オンラインでの申請が可能となるものでございます。

4番につきましては、いわゆる除籍謄本等の交付手数料で、1通750円と定めます。

5番は、除籍記載事項証明書交付手数料で、1件450円と定めております。

6番は、今回の改正により新たに加えるもので、先ほどの戸籍の符号と同じく除籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定めるもので、1件700円といたします。

7番は、届出書等の受理証明書の交付手数料を1通350円と定め、そのうち上質紙を用いた証明書の交付手数料を1通1,400円とするものでございます。

8番は、受理済の届出書等を閲覧する場合の手数料を1件350円と定めるものでございます。

なお、新設されました電子証明書提供用識別符号の発行手数料以外の手数料の金額につきましては、これまでと変更はございません。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行

するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号蘭越町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、議案第10号蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第10号蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税統一QRコード導入により、議案第7号により可決いただきました蘭越町税条例の督促手数料に係る一部改正に伴い、蘭越町税外諸収入金においても、事務効率化と収納率向上を図るた

め、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料⑧を御覧願います。

新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所にはアンダーラインを引いてございます。

第3条、督促手数料を削除し、第6条中、督促手数料を削るものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、改正後の蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の規定は、令和6年度以後の年度分の督促手数料について適用し、令和5年度分までの督促手数料については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号蘭越町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩いたします。

再開は、15時20分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第18、議案第11号不動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第11号不動産の取得について、御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が700万円以上の不動産の買入による財産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。

不動産の取得の用途は、さくら団地定住促進住宅4号棟です。

契約の方法は随意契約で、取得金額は消費税420万円を含む4,620万円です。

契約の相手方は、代表者、磯谷郡蘭越町港町37番地、荒谷建設荒谷直子氏、構成員、磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則氏です。

次に、取得する不動産の内容について申し上げます。

不動産の所在地は、蘭越町蘭越町525番地1で、土地の所有者は蘭越町です。

住宅の構造等は、木造平屋1棟2戸、1戸あたりの間取りは2LDK、延床面積は69.01平米で、付帯施設として駐車場ほか外構を整備しております。

建物の平面図、立面図につきましては、参考資料⑨を参照ください。

工事完成届は11月29日に受理し、12月1日に検査を実施しております。

なお、この議案が可決された場合の条例改正については、議案第12号で上程させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号不動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第19、議案第12号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第12号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、さくら団地定住促進住宅4号棟の整備に伴い、定住促進住宅の名称、位置、戸数及び使用料を定めるものであります。

それでは参考資料⑩を御覧願います。

アンダーラインが改正箇所です。

別表の名称の欄にさくら団地定住促進住宅(4号棟)を加え、所在地を蘭越町蘭越町525番地1、間取りを2LDK、戸数を2戸、建設年度を令和5年度、月額使用料を6万円とするものであります。

この改正条例の施行日は、附則により公布の日からとし、公布後は速やかに公募の手続きを進める予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申

し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第20、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算第6号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は72億8,099万7,000円で、歳入歳出それぞれ2億8,746万6,000円を追加し、75億6,846万3,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次の繰越明許費ですが、第2表繰越明許費によるものです。後ほど御説明いたします。

次の債務負担行為の補正ですが、追加で第3表債務負担行為補正によるものです。後ほど御説明いたします。

最後の地方債の補正ですが、追加で第4表地方債補正によるものです。こちら後ほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で、物価高騰及び電気料金の引き上げの影響により、役場庁舎ほか各施設等の燃料や電気料に不足が生じることから、各費目での追加補正をお願いしております。

また、人事院勧告に伴う給料改定や職員の昇給・昇格等による人件費の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費の2節、3節、4節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

13ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額22万9,000円。

2、3、4は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額209万3,000円。特定財源のその他13万9,000円は、賠償補償保険金です。2、3、14ページになります。4は、説明を省略します。12委託料33万円。シナリオ作成支援業務委託料で、A1自動読取システムの導入に当たって、紙ベースの申請書等をスキャナで読み取るもので、導入には申請書等のどの部分を読み取るかのシナリオ作成が必要となることから補正をお願いするものです。21補償補填及び賠償金13万9,000円。賠償金で、議案第1号の示談の締結で御説明させていただきました、蘭越保育所駐車場で発生した草刈り作業中における車両損害事故によるものです。

4目財産管理費、補正額40万円。10需用費40万円。光熱水費で、役場庁舎の電気料の追加をお願いするものです。

5目企画費、補正額206万8,000円。特定財源のその他37万7,000円は、地方自治体地熱研究会謝金です。8旅費43万9,000円。職員旅費で、大分県で開催されました地方自治体地熱研究会におきまして、蒸気噴出に関する本町の対応等についての講演依頼があり、依頼者からの謝金をもって職員が出席したものです。11役務費147

万8,000円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で、電柱架け替えによる移設工事の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。18負担金補助及び交付金15万1,000円。バス運行生活路線維持事業補助金で、ニセコバス株式会社から雷電線・福井線・ニセコ線の赤字額に対する助成要望を受けたため、補助金の追加をお願いするものです。

10目交通安全対策費、補正額27万5,000円。特定財源のその他10万4,000円は、社会保険料です。4は説明を省略します。次のページになります。

14目防災対策費、補正額63万9,000円。特定財源の国道支出金20万円は地域づくり総合交付金で、その他9万2,000円は、社会保険料です。4は説明を省略します。12委託料38万8,000円。蘭越町防災ハザードマップ作製作業委託料で、現在、作製中の防災ハザードマップでございますが、ウェブ版の言語が日本語のみの対応となっており、在住外国人等が増加傾向にある中で、外国人の方にも簡単に閲覧できるようマップに英語表記を追加するため、補正をお願いするものです。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額239万6,000円。特定財源の国道支出金204万円は、学校保健特別対策事業費補助金と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。3職員手当等15万4,000円から、13使用料及び賃借料86万8,000円の減までは、新型コロナワクチン集団接種の実施に伴う時間外勤務手当ほか関連費用の増減です。17備品購入費297万9,000円。気化式冷風機で、新型コロナワクチン集団接種用の冷風機として58万3,000円。また、文部科学省より追加交付予定の補助金及び地方創生臨時交付金を活用し小・中学校へ各6台、18台分の冷風機239万6,000円の購入費用をお願いするものです。16ページを御覧願います。

18目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額1,208万6,000円。特定財源のその他1,208万6,000円は、蒸気噴出対策経費負担金で、6月29日に発生しました蒸気噴出に係る関連費用につきまして、事業者負担をもって歳出補正をお願いするものです。10需用費28万6,000円。消耗品費で、蒸気噴出対応時に使用した備蓄品の飲用水や防塵マスク等を補充するものです。11役務費1,180万円。水質検査手数料で、各水源地及び浄水場の水質を定期的に検査するもので、来年3月までの検査費用として1,180万円の補正をお願いするものです。



次に、目の新設になりますが、19目物価高騰対応重点支援対策費については、参考資料⑪で御説明いたしますので、御覧願います。

19目物価高騰対応重点支援対策費、補正額は、8,115万7,000円です。

歳入になります。特定財源の国庫支出金8,106万2,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。また、諸収入の6万5,000円は社会保険料です。

つづいて、歳出になりますが、1点目は、蘭越町くらし応援商品券配布事業で、事業費は2,460万5,000円で、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,457万5,000円と、前年度繰越金3万円です。

今回の臨時交付金は、国の補正予算で物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を目的とし、交付金による効果が生活者へ直接的に及ぶ事業を対象に重点支援地方交付金として国から追加配分されるものです。

なお、交付限度額は11月29日に示され、本町の配分額は2,457万5,000円で、全額当事業へ充当するものです。

事業内容は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた全町民に対し1人当たり5,000円の商品券を配布し、町内消費と生活者の支援を図るものです。

事業費は、職員時間外勤務手当24万円。需用費として、用紙・ファイル等の消耗品費と封筒の印刷製本費、合わせて15万円。役務費として、各世帯への商品券郵送料110万円。最後の蘭越町くらし応援商品券配布事業補助金2,311万5,000円は、全町民4,500人に対し、1人5,000円分の商品券2,250万円と、商品券印刷代ほか61万5,000円を蘭越町商工会へ補助するものです。2ページを御覧願います。

2点目は、低所得世帯支援給付金事業で、事業費は5,655万2,000円で、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,648万7,000円と、社会保険料6万5,000円です。

前段と同様となりますが、国の補正予算で物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的としまして、重点支援交付金の低所得世帯支援枠として国から追加配分されるものです。

事業内容は、物価高騰等による家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の現金給付を行うものです。

事業費の内訳でございますが、会計年度任用職員1人4か月分の報酬67万2千円。職員手当等として時間外勤務手当ほか52万5,000円。共済費18万2,000円。旅費として会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償8,000円。需用費としてファイル・トナーほかの消耗品費8万2,000円。役務費として郵便料、振込手数料の21万8,000円。複写機使用料3万2,000円。次の低所得世帯支援給付金システム改修負担金23万3,000円は、給付金業務に対応したシステム改修に伴う負担金です。

最後の、低所得世帯支援給付金5,460万円は、住民税非課税世帯780世帯に対し1世帯当たり7万円の現金給付を行うものです。

申し訳ございませんが、補正予算書の18ページにお戻りください。

2款総務費 2項徴税费 1目税務総務費、補正額84万4,000円。2、3、4は説明を省略します。

2目賦課徴収費、補正額124万7,000円。18負担金補助及び交付金124万7,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、令和6年度から森林環境税の徴収及び住民税特別徴収に係る電子送付が開始されることに伴い、印刷帳票等のシステム改修費をお願いするものです。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額716万1,000円。特定財源の国道支出金716万1,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金とマイナンバーカード交付事務費補助金です。17備品購入費109万8,000円。カード専用プリンターで、マイナンバーカードに使用するプリンター機器の故障のため、更新させていただくものです。18負担金補助及び交付金606万3,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、戸籍に表示されている氏名にふりがなを記載するためのシステム改修費用をお願いするものです。次のページになります。

2款総務費 5項統計調査費 5目漁業センサス費、補正額2万1,000円。特定財源の国道支出金1万9,000円は、漁業センサス調査委託金です。1報酬1万5,000円の減。調査員報酬の減で、調査員が2名から1名に変更となったことによるものです。10需用費3万6,000円。消耗品費の追加をお願いするものです。

7目国勢統計実務検討費、補正額2,000円の減。特定財源の国道支出金1,000円の減は、国勢統計実務検討委託金です。10需用費2,

〇〇〇円の減。目の廃止になりますが、北海道主催の実務検討会についてオンライン形式での開催となったことから、当初予算で計上しておりました消耗品費を減額するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額83万2,000円の減。特定財源のその他3万5,000円は、地域福祉基金指定寄附金10万円と、社会保険料6万5,000円の減です。1報酬67万2,000円の減。本目で計上しております会計年度任用職員報酬の4か月分を、先ほど御説明させていただきました低所得世帯への給付金事業の実施に伴い、2款1項19目の物価高騰対応重点支援対策費へ組替えさせていただくものです。2、3、20ページにまいります。4は説明を省略します。8旅費8,000円の減。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償8,000円の減で、先ほどの報酬と同様になりますが、予算科目の組替えによるものです。19扶助費116万3,000円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助、高齢者等の冬期間の安全な生活を守るため、今年度も1世帯当たり2万円を上限に助成するものです。24積立金10万円。地域福祉基金積立金で、2件の寄附がありましたので積立させていただくものです。27繰出金23万9,000円。国民健康保険特別会計繰出金で、人件費相当分です。

2目国民年金費、補正額10万5,000円。2、3、4は説明を省略します。次のページにまいります。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額264万5,000円。10需用費264万5,000円。燃料費で、高齢者生活福祉センターこんぶの軽油13万8,000円と、センターめな及びこんぶの重油89万円の追加をお願いするものです。次の、光熱水費40万8,000円は、センターめな及びこんぶの電気料です。次の、修繕料120万9,000円は、センターめなの給湯用タンクが故障したため、タンク本体の交換修理をお願いするものです。

6目自立支援給付措置費、補正額789万6,000円。特定財源の国道支出金592万4,000円は、自立支援給付負担金です。19扶助費789万6,000円。障害福祉サービス費で、利用者数の増加によるものです。

10目介護保険事業費、補正額39万円。2、3、22ページにまいります。4は説明を省略します。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額129万

円。特定財源の国道支出金20万1,000円は、子育てのための施設等利用給付交付金です。2、3、4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金29万円。蘭越ひばり幼稚園施設利用料等給付費で、ひばり幼稚園の預かり保育児童の増加によるものです。

3目蘭越保育所費、補正額3,264万4,000円。10需用費64万4,000円。食糧費の35万7,000円は、対象児童の増加によるものです。次の光熱水費28万7,000円は、23ページになりますが、電気料の追加をお願いするものです。14工事請負費3,200万円。蘭越保育所空調設備設置電気工事第1工区で、冷房設備の設置に当たって低圧受電から高圧受電への切り替えが必要となることから、キュービクルの製作費用をお願いするものです。

4目昆布保育所費、補正額5万4,000円。10需用費5万4,000円。食糧費で、対象児童の増加によるものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額743万3,000円。2、3、4は説明を省略します。24ページを御覧願います。

6目蘭越診療所費、補正額305万8,000円。1報酬162万7,000円。会計年度任用職員報酬で異動等によるものです。10需用費77万円。燃料費の7万円は往診車のガソリンです。次の光熱水費70万円は蘭越診療所の電気料です。13使用料及び賃借料66万1,000円。複写機使用料10万円と、次の医療機器使用料56万1,000円は、使用料の増加に伴いそれぞれ追加をお願いするものです。

7目保健福祉センター費、補正額19万8,000円。10需用費19万8,000円。修繕料で、ボイラー内の真空ポンプに故障が生じ、部品交換をお願いするものです。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額158万2,000円。27繰出金158万2,000円。簡易水道事業会計繰出金で、漏水修理費及び人件費相当分です。次のページにまいります。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額176万8,000円。2、3、4は説明を省略します。

3目農業振興費、補正額1,629万6,000円。特定財源の国道支出金1,629万6,000円は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金と、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金です。18負担金補助及び交付金1,629万6,000円。水田麦・大豆産地生産性向上事

業補助金 1, 567万9, 000円は、先進的な農業技術等を導入し、麦・大豆の生産性向上を図るため、蘭越町農業再生協議会が、国からの事業採択を受けましたので補助するものです。次の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 61万7, 000円は、種ばれいしょの罹病率の低い供給に向けた取組に資する蘭越町畑作組合が、国からの事業採択を受けましたので補助するものです。

4目農地費、補正額 927万7, 000円の減。18負担金補助及び交付金 33万8, 000円。蘭越土地改良区補助金で、港揚水機の更新に当たって事業採択を受けましたので補助するものです。27繰出金 961万5, 000円の減。農業集落排水事業会計繰出金の減で、管理委託料の執行残及び人件費相当分です。

8目育苗施設費、補正額 54万5, 000円。2、26ページにまいります。3、4は説明を省略します。10需用費 43万4, 000円。光熱水費で、育苗施設の電気料の追加をお願いするものです。

6款農林水産業費 2項林業費 3目町有林整備費、補正額 108万9, 000円。12委託料 108万9, 000円。ふるさとの丘森林活用検討業務委託料で、ふるさとの丘キャンプ場周辺の森林をトヨタ自動車と連携した事業展開に向けて森林基礎データを作成し、町有林の活用や森づくり活動など検討業務を委託するものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額 360万4, 000円。2、3、次のページにまいります。4は説明を省略します。

2目商工振興費、補正額 485万8, 000円。12委託料 85万8, 000円。中心市街地活性化基本計画策定業務委託料で、平成15年に策定した本計画の見直しに当たり、早急に着手し、令和6年度中の完成を目指したく委託料の補正をお願いするものです。

なお、本補正予算にて債務負担行為を追加させていただき、令和6年度に限度額を設定させていただいております。18負担金補助及び交付金 400万円。蘭越町創業支援事業補助金で、町内で起業・創業を希望される方に対して助成するもので、今年度中の申請件数が7件と見込まれ、不足分の創業2件の補正をお願いするものです。

4目観光費、補正額 161万5, 000円の減。7報償費 22万5, 000円。ニセコ山系チセヌプリ周辺冬季安全指導謝礼で、冬期間のチセヌプリ周辺の安全を確保するため、指導員をお願いするものです。18負担金補助及び交付金 184万円の減。せせらぎまつり開催事業補助金

の減で、開催中止によるものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額112万円。特定財源のその他57万2,000円は、社会保険料です。4は説明を省略します。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額113万2,000円の減。2、28ページにまいります。3、4は説明を省略します。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額69万9,000円。2、3、4は説明を省略します。10需用費35万円。修繕料で、10トンダンプの車体点検整備です。11役務費3万4,000円。手数料、次のページになります。保険料は10トンダンプの車体検査代行料と、自動車損害賠償責任保険料です。26公課費9万1,000円。10トンダンプの自動車重量税です。

3目町道新設改良費、補正額15万3,000円。特定財源のその他5万5,000円は社会保険料です。3、4は説明を省略します。8旅費2万円の減。費用弁償で、会計年度任用職員の異動によるものです。

6目除雪費、補正額665万円。3は説明を省略します。7報償費15万2,000円。除雪作業員謝礼で、歩道除雪に当たって、これまで受託していた業者から個人へ依頼することとしたため、委託料から報償費へ予算の組替えをお願いするものです。30ページにまいります。10需用費46万5,000円。燃料費で、直営での拡幅作業等に係る軽油の追加をお願いするものです。12委託料 15万2,000円の減。歩道除雪委託料の減で、先ほど御説明しました歩道除雪を業者から個人へ依頼することにより、予算の組替えをお願いするものです。13使用料及び賃借料600万5,000円。除雪作業車借上料で、拡幅作業体制の見直し、また、人件費や車両借上額の上昇により、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額100万円。10需用費100万円。修繕料で、昆布B団地の水抜栓取替修理ほか、退去住宅の修繕費用に不足が生じることから補正をお願いするものです。

3目定住促進住宅建設費、補正額37万9,000円。2、3、4は説明を省略します。31ページにまいります。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額8万8,000円。1報酬8万8,000円。会計年度任用職員報酬で、昆布パークゴルフ場の管理作業時間の増加により、管理人報酬の追加をお願いするも

のです。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額370万5,000円の減。18負担金補助及び交付金370万5,000円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、人件費相当分です。詳細につきましては、参考資料⑫に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額38万6,000円の減。特定財源のその他4万3,000円の減は、社会保険料です。2、3、4は説明を省略します。32ページを御覧願います。18負担金補助及び交付金74万円の減。地域おこし協力隊員助成事業補助金の減で、当初、公営塾のチューターを地域おこし協力隊員により予算措置しておりましたが、町内雇用で適材の方がおられましたので、会計年度任用職員として雇用したことによるものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額2,922万1,000円。特定財源の国道支出金896万8,000円は、学校施設環境改善交付金で、地方債1,790万円は、昆布小学校空調設備設置事業債です。10需用費85万7,000円。光熱水費で、蘭越小学校及び昆布小学校の電気料です。13使用料及び賃借料13万8,000円。施設利用料で、スキーリフト料金の価格上昇のため補正をお願いするものです。14工事請負費2,822万6,000円。蘭越小学校保健室空調設備設置工事132万円は、夏の猛暑から児童の健康を守るため、先行して保健室の冷房設備を設置するものです。次の昆布小学校空調設備設置工事2,690万6,000円は、教室、職員室ほか各部屋に冷房設備を設置するものです。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額6,377万7,000円。特定財源の国道支出金652万3,000円は、学校施設環境改善交付金で、地方債1,710万円は、蘭越中学校空調設備設置事業債です。10需用費414万4,000円。光熱水費で、蘭越中学校の電気料です。次のページになります。13使用料及び賃借料4万6,000円。施設利用料で、スキーリフト料金の価格上昇のため補正をお願いするものです。14工事請負費5,958万7,000円。蘭越中学校空調設備設置工事2,371万6,000円は、来年度から中学校の大規模改修に着手する予定であります。夏の猛暑から児童の健康を守るため、先行して保健室及び仮教室に冷房設備を設置するものです。次の蘭越中学校ピロティトイレ等改修工事3,135万円は、来年度からの大規模

改修に当たって、工事期間中に生徒が使用するトイレ及び仮教室を整備するものです。次の蘭越中学校屋外トイレ解体工事452万1,000円は、来年度からの大規模改修に当たって工事に支障を来たします使用されていない屋外トイレの解体費用をお願いするものです。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額39万1,000円。2、3、4は説明を省略します。

2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額32万4,000円。10需用費32万4,000円。光熱水費で、町民センターの電気料です。34ページにまいります。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額78万4,000円。特定財源のその他7万4,000円は、社会保険料です。2、3、4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金49万4,000円。スキーリフト利用助成事業補助金30万7,000円は、小・中学校のスキー授業に係るリフト料金の価格上昇のため、補正をお願いするものです。次の体育振興奨励事業補助金18万7,000円は、卓球・バレーボール競技の全国・全道大会出場に当たって予算に不足が生じることから、追加をお願いするものです。

2目体育施設費、補正額146万6,000円。特定財源のその他10万4,000円は、社会保険料です。4は説明を省略します。10需用費59万4,000円。修繕料で、体育館内の温風暖房機及び給水ポンプが基盤不良等による故障のため、修理をお願いするものです。11役務費66万円。照明設備取付手数料で、体育館玄関前及び駐車場が暗く、夜間利用者への安全対策を図るため、照明を取り付けるものです。最後のページ、35ページになります。

3目学校給食センター費、補正額229万2,000円。特定財源のその他159万9,000円は、学校給食費です。10需用費229万2,000円。賄材料費で、給食提供人数の増加、また、給食食材の高騰により予算に不足が生じることから、補正をお願いするものです。

つづきまして、歳入に戻ります。9ページを御覧願います。

16款国庫支出金、10ページにまいります。17款道支出金、11ページになります。19款寄附金は、説明を省略します。

20款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金、補正額6,900万円。2公共施設整備基金繰入金6,900万円。今回の補正予算で蘭越保育所の空調設備工事や、蘭越中学校ピロティトイレ等改修工事など、



多額な工事費用が必要となりますが、補助金・地方債といった特定財源を伴わない単独事業になるため、各公共施設一体の改修費用として公共施設整備基金から6,900万円を繰り入れさせていただくものです。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,981万4,000円。1繰越金3,981万4,000円。前年度繰越金の追加です。

22款諸収入、12ページになります。23款町債は、説明を省略します。

次に、4ページを御覧願います。

第2表繰越明許費につきまして、御説明申し上げます。

3款民生費 2項児童福祉費、事業名蘭越保育所空調設備設置第1工区事業3,200万円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、10款教育費 2項小学校費、事業名蘭越小学校保健室空調設備設置事業132万円と、次の昆布小学校空調設備設置事業2,690万6,000円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、3項中学校費、事業名蘭越中学校空調設備設置第1工区事業2,371万6,000円と、次の蘭越中学校ピロティトイレ等改修事業3,135万円と、次の蘭越中学校屋外トイレ解体事業452万1,000円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、5ページを御覧願います。

第3表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。

追加でございますが、中心市街地活性化基本計画策定業務委託料で、期間は令和6年度で、限度額を398万2,000円とするものです。

次に、6ページを御覧願います。

第4表地方債補正につきまして、御説明いたします。

追加になりますが、学校教育施設等整備事業債で、限度額を3,500万円とするものです。

なお、利率、償還の方法については、御覧の内容です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 17ページの蘭越町暮らし応援商品券配布事業について、お伺いいたします。

先ほど、総務課長のほうから約4,500人対象で計算しましたよと。残りの金額は印刷代ですよということでした。実際、今、蘭越町に何人住まわれているかわからないですけども、支給されているポケット統計表では、4月1日時点で4,448名って書いてましたし、グーグルで調べると4,547人って出てくる。また違うデータでは4,623人って出てくるんで、これはいつの話なのかちょっとわかんないんですけど、それはそれでいいんですが、暮らし応援、物価高にですね、暮らし応援のためですね、商品券配布5,000円、とていいんですよ。いいことです。国から来る事業ですから、8,000何百万のうちの2,300万それに使いますよ。しかしですね、何か焼け石に水のような感じしますよね。これは今のところ蘭越町は腹痛くないんですよ。今、例えばですね、5月にコロナ明けましたと言いながら、まだまだ変異してコロナの恐怖におびえていると、知らないうちにインフルエンザが猛威を振るってですね、子どもたちも、もう親も家庭もちょっとヒーヒー言っていると、また戦争だ、円高だって、もう物価高が、もうとんでもないことになっている。その意味でもこういう暮らし応援商品券を出すんですけども、これね、僕、ばらまき行政ってあまり好きじゃないし、蘭越町、僕はもっともって基金を貯めてですね、年間予算ぐらいはですね、基金で貯めて、貯めるべきだってよく主張してるんですけども、5,000円ね、現金支給にしませんか。と言うのはですね、今回、補正予算でも、大体マイナス補正しても約1,600万ぐらいあるんですけども。蘭越町、大体、繰越金が大体いつも3億以上残るので、それを見込んでというわけじゃないですけども、これでね、子どもがいる家庭だとか、生徒、学生がいる家庭ではですね、とってこの上昇率とかでは対応できないと思うんですよ。もう蘭越町、現金支給でもJCBでも何でもいいけども、どっか行ってもう、このお金で少しね、ほっとしてきてくださいと、蘭越町で無理して買い物しなくてもいいですよと、なんか家族でみんなでどっか札幌でも行ってうまいもの食ってきてくださいっていうようなですね、ちょっとこの世知辛い状況になっているところで、そういう補助をしてあげるのもですね、蘭越町としての思いやり予算じゃないのかなと思うんですよ。と言うのも、次の低所得者世帯給付金、現金支給で7万円。これが出

てくるんですね。この7万円だって蘭越町を使うかどうかわかんないですよ。それよりも今、汲々として一生懸命働きながらでもですね、子どもを育てる人たちに何か少しプレゼントっていうわけじゃないですけども、商品券5,000円プラス、5,000円の現金支給、もしくは全国で使えるような商品券をですね、配布してはどうかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず、今回のですね、この国の補正予算の内容の成立の経過なんですけども、まずこれは内閣府からですね、前提の目的なんですけども、早期執行ということで、年内の予算化をまず求められておりました、その中で早急な使い道というか、その目的に沿った使い方をしてくれということで通知が来ております。その中でエネルギー、食料品等の価格高騰、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が、当該生活者等に直接的に及ぶ事業とするという、これがいわゆる重点支援地方交付金として、今回の補正で出された、直接的な交付金の趣旨がこういった趣旨でございました。そういった中で、執行部側で十分、内部、検討いたしました。今回、いろんなこれまでやってきたものと、商品券をどういうふうにするか、消費の分と直接的に商品券を町内でお渡しして、もう早急に、来週中にですね、準備を進めて、それを各世帯に商品券を送りたいと思うんですけども、早急にそれを使えるような体制で、年内に早く活用していただくという、そういったような思いがあってですね、こういうふうな取組をしたいということの意思でございますので、御理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 趣旨はわかるんですよ。趣旨はすごくわかるんです。今日の補正もですね、光熱費のね、プラス補正いっぱいありますよね。今回も。どこの家庭でもそうだし、学費は高いわ、なんだなんだって言って、そして今、国でもですね、来年年明けたら10万円交付するとか、支給するとか何とか言ってますけども、今、この年末にきてです

ね、例えば、ちょっと一時的に繰越金が決まりするまで基金なんぼか崩したって4,500件出して5,000円したって、2,250万なんですよ。ちょっとどっか基金から持ってきてね、今、即支給してもですね、繰越金で穴埋めすればいいんじゃないかなって考えるのは私だけでしょうかって思うんですけども、ただやっぱり、家庭が本当に大変です。特にもう本当に、専門学生いたり、大学生いたり、高校生いたりなんかすると本当に大変ですね。倶知安に通ってる、ニセコに通ってるっていう定期券でさえびっくりする値段してますので、そういうのをですね、ちょっとカバーするのに、今回このね、逆に言ったらですね、蘭越町からね、各家庭に対する一生懸命、今まであのコロナ我慢しましたねとか、インフルエンザ気をつけてくださいなんてもういろいろお願いしたんです。もうクリスマスプレゼントだと思ってですね、何か町民に少しでもほっとするような施策を計上できないものかなと思って質問してるんですが、町長、いかがなものでしょうか

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃってる部分は、個々の部分考えた部分の中で、町として大胆ないろんな支援策をとっていく、これは大切だと思うんですが、町としては、やはり町内の経済対策っていうことを考えないわけにはいかない。これは両方の部分の中です。今回の1人当たり5,000円という部分が、町内に及ぼすいろんな物価高騰になっている部分の経済対策の部分にも是非、当ててもらいたいんだと、そういう思いを込めてですね、今回、商品券にさせていただいたんです。現金っていうかたちになると、どれだけ町内の経済対策に効果があるかという部分については、やはり現金配ってしまうと、いろんな部分で使われるので、なかなか経済対策にならないだろうと。そのことによって、商工業の方、農業の方、そういう部分の方から、いろんな燃料高騰、去年はそういう国の支援もあったので、それぞれの団体、個人、生産者の方々に、交付金等も行いましたが、今回、その部分が、国でそれだけの交付金っていう部分がなかったものですから、これは町の全体的なことを考えながら、経済対策も含めた1人当たり5,000円、それを支給することによって、そしてクリスマス、今きます年末、1月、そこに早期に使用していただきたい、そ

ういう思いも込めて、商品券の交付とさせていただいたという部分で御理解を願えればというふうに思っております。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） この商品券はほとんど燃料だと思うんですね。経済対策、確かにいいと思うんですよ。ところが、この低所得者に7万円現金支給してもどこでお金を使うかわかんないじゃないですか。基本的に。蘭越で7万円全部消化したという実績はわからないですよ。これ。確かに蘭越町の全体的な経済効果やるためには、町で出すお金ですから、経済を考えなきゃならないかもしれないですけど、やっぱり町民のですね、ほっとした気持ちを、プレゼントするっていう気持ちがあるんですね、大事ではないかなと。ただばらまき予算で何の蘭越の役にも立たなかったって言われたらそれまでかもしれないですけども、私はその受けた家庭はですね、かなり喜ばしい結果になるんじゃないかなと。気持ち的にはね。本当に大変ですよ。だから、この7万円支給されるかどうかの瀬戸際にいる人たちはもう本当大変です。子どもが、なんて言うか、家で、ちゃんと生活していながら、子ども2人高校行って、1人高校行って、1人専門学校行っているなんていう家庭なんていうのはもう低所得者に入れてもいいくらいの、それで税金払ってっていう状況なんですよ。何とかね、確かにばらまき行政はだめだというのはわかりますけども、クリスマスプレゼントだということで、5,000円ぐらいプラス現金支給してもですね、私は、何て言うんですかね、クレームは来ないような気がするんですけども、改めていかなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 今回の事業の内容からいくと、8,106万2,000円の部分のうち、蘭越町暮らし応援商品券の事業と、低所得者の部分、その部分での2本立てで、今回行っている事業です。特に、暮らし応援隊っていう部分で全住民の方々、1人5,000円ずつを行うことによって、繰り返しになりますが、私は町内の消費喚起、その分の中で効果があるだろうということで商品券とさせてもらった経過があります。低所得者の部分については、後で担当のほうからも詳しく説明をさせますが、

現金支給をするというような国の部分の中です、今回、そういうようなかたちをとってるといふ部分の中で、今回、この2本立ての事業を行う、その趣旨、そういうものも含めて、今、住民にとって町内の経済対策を含めて何が必要かという部分を内部で十分検討して、今回、このように提案させていただいたという部分で御理解をいただければというふうに思っています。議員がおっしゃるとおり、いろいろなさらに基金を崩して、さらに町民にいろいろな交付金を渡す、そういうことも考えられなくはないというふうには思いますが、今、先ほど総務課長が説明したとおり、今回、議員の御理解を、議会の御理解をいただいて、空調設備、それに対して相当の基金を崩して行わなければならない。さらには、来年度においては、蘭越中学校の大規模改修に伴うその基金も相当崩す、さらには、財源補填をしなければならない。そういうことを考えて、今現在の中では、町独自の部分で上乗せという部分まではいかないで、今の現状の国から来た部分を、早急に支給して交付させていただきたいという思いで実施させていただいたことですので、御理解を願えればというふうに思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） その資金を取り崩す、これからお金がかかるのはもう分かってることですけども、やはり何かちょっとこう、これと別でもですね、暮らし応援資金みたいなかたちです、考えてあげてもいいんじゃないかなと思います。どっちみちまた3億5、6、000万また繰越金残すと思いますので、2、000、2、200万ぐらいちょっと、ぐらいと言ったら怒られますけど、町民に怒られますけども、2、200万円程度使ってもですね、町民は怒らないと思います。逆に本当、町長ありがとうございます頭を下げるんじゃないかと思います。町長の言ってることも分かりますので、質問はこの程度にしていますが、ちょっとそういうことを考えて町民の暮らしの現状をですね、ちょっと思いをですね、聞いてもらっただけでもありがたいなと思いますので、これからはちょっとそのへんです、心がけていただきたいなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の御質問にお答えします。

今回は国の交付制度がありましたので、そのような部分で、今、取り進めてまいりたいというふうに考えているところです。それと併せて、コロナが5類に移行して、だんだんいろんな状況に戻りつつあります。その中で経済活動がどんどんどんどん進む、さらには今、人件費、さらには物価高騰、そういう生活の部分の中でかなり支障が出てくる、こういうことも将来にわたって予測される。その中できちっと町民のために、何が適切なのか、そういう事業を持っていく。これは行政に与えられた役割だというふうにも思っております。そのような中で、議員からでも、皆さんからいろいろ御意見を聞きながらですね、町の財政も考えながら、新たな事業、そういうものが今後に向けてできるのであれば、十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○10番（永井浩） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） これ関連してなんですけれども、ちょっとお伺いしたいんですけども、この住民に、4,500人ということで、これ基準日があると思うんですよね。いろいろそのへんの詳しいちょっと教えていただきたい。12月1日なのか、4月1日さかのぼってやるのか、そしてその部分について、基本的にいったら住所のある人だと限られると思うんですけども、そういうことでやるのか。それで先ほど言われたように、直接、発送、何て言うの、発送するという、世帯に発送すると、年度内に発送するという事で事務を進めるっていうことで進めていると思うんですけども、基準日によってその家族の世帯が変わってくる、何て言うか、人数変わってくると思うんですけども、いつの基準日として考えられているのか、そのへんお聞きします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 基準日につきましては、12月1日現在で基準を

しております。それで今の基準日で、人口で4,488人、世帯数で2,385世帯を基準としております。この基準日にして、今のスケジュールでいきますと、今日、本日議決いただきましたら、来週19日にはですね、もうすぐ準備をすぐしてですね、郵送する準備に取りかかって、24日の日曜日ぐらいにですね、郵便局と今、調整して大至急配れるように手配をしているところでございます。そのスケジュールで行き届くようにしたいと思って考えておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。それで、年内に届くということになってて、その使用期間は、やはり3月31日までということで理解してよろしいんですか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 使用期間がですね、3月10日で設定しております。正味2か月弱しかないんですけども、この期間にですね、換金等々の事務に2週間程度かかってですね、年度内執行になるものですから、それでちょっと大変、内部の事務で恐縮なんですけども、3月10日で使用期間を締めさせていただいているところでございますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

27ページ、ちょっとぼっとして聞き逃してしまったんですけども、商工振興費の委託料の85万8,000円、中心市街地活性化基本計画策定業務委託料です。なんか早急に、令和6年中に策定しなくちゃならないというようなふうになんか聞いたような気がするんですけども、債務負担行為の設定で、このほかに398万2,000円設定してますよね。合わせると、約500万近くで、そういう計画を策定するっていう



のは非常にいいことだなというふうに思ってるんですけども、多少遅くにしたんじゃないかという気もしないでもないんですけども、中身がどういふことをね、商工会が中心にやることだと思うんですけども、どういふことを目的にして、どういふことを商店街の振興というか、どういふことを考えているのか、中身をもう少し詳しく教えてほしいなというふうに思います。

それと併せて、その下の創業支援事業ですけども、これ、当初、新しい事業としてスタートして、当初予算300万だったんです。それを一回補正して、今現在、予算額900万あります。それにさらに400万追加するというので、非常にそれだけ新しいその取り組みをしたいという方々が多いんだということで、非常に喜ばしいことだなというふうに思ってるんですけども、併せてその7件、申込みの見込みがあるということで、足りない2件分の追加をしたいという、そういうことですけども、これまでの5件と、それから新しい2件、業態といいますかね、どういふことでそれぞれこういう申込みがあったかという、その中身ですね、店舗改装してどういふ店をやろうとしてるかとか、いろいろあると思うんですけども、差し障りのない範囲で結構ですけども、どういふその事業の中身があるかということをお教えいただきたいとお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、平成15年に策定した蘭越町中心市街地活性化計画を見直すというかたちで、今回このようなかたちをとらせていただきました。中身といたしましては、新たな推進体制組織を作っていますね、整備計画を進めていくという中で、その中で平成15年、今まで策定した中心市街地活性化計画なんですけども、これを進めていく上で、社会状況とかですね、商店街の部分はだいぶ大きく変わってるので、これから商工会中心とか商店街の関係者の方々とですね、密に進めていくかたちになると思うんですけども、その中で、いろいろな中心市街地の、商店街のまちづくりに関してとかですね、交通機関とか、並行在来線とか、いろいろ出てくると思いますので、その中でしっかりとした計画をですね、皆さんで

立てながら進めていきたいなということで考えております。

2点目のですね、創業者支援の関係だったんですけども、もう実際、開業をしている方もおります。何度か答弁させていただいたんですけども、今まで開業した方が美容室、鹿の革製品の販売、あと民泊業者、あとケータリングと観光という部分で、あと第2創業が1件ありまして、こちらはワイン醸造販売っていうかたちになってまして、今後、申請予定という2件あるんですけども、こちらの方がデザイン、動画制作が1件ですね。2件目が、しそ製品の製造加工所ということで、しそ製品ですね。製品の製造、加工場を新規に創業したいということで、商工会とも情報共有して行っており、今回上程させていただきました。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

そういうことだということで、要するに、中心市街地の活性化計画を見直しをすると、そういうことだということで、そうなると、当然、町が進めていたと思うんですね。当時の計画は。ずっとこれまでも、例えば、共生型住宅とか、旧診療所の跡地をどうするかとか、それからその後にはJRの2030年の、その跡地をどうするかっていうことも含めて、これからやっていきましょうというふうに、今のところなっているはんですけども、そういう計画を見直すという、そういう理解でよろしいですか。

それから、創業支援事業については、今7件、いろんな、私のような古い人間にはちょっと理解が及ばないようなですね、ケータリングだとか、デザイン、動画とかってそういうなるほどなという、そういうのもありますけれども、そういうことにチャレンジするっていうのはいいことだと思うんですけども、問題は、果たしてそれが実際に起業して、うまくやっていけるかっていうところが大事だと思うんですね。特に、ケータリングなんかは、年取って、配達してくれないかっていう希望は潜在的にたくさんあるんですね。物を届けてほしいとか、料理を作ったものを届けてほしいとかっていう、そういうところとうまくマッチングができるかなんていうのは、ちょっと福祉関係者としても、ものすごく期待があるんですけども、是非、そういうものがうまく軌道に乗せられるようなですね、そういう取組になってほしいなという期待も含めて、是非、

これは取り組んでいってほしいというふうに希望を、期待をしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の再質問にお答えします。

中心市街地活性化計画の見直しというかたちでいいかという御質問なんですけども、その中で、様々ないろんな課題が出てくると思ひます。平成15年に策定した部分も考慮しながら、先ほど議員が言っていた並行在来線とかですね、そういう部分でも業務委託してですね、十分に関係機関とか、十分連携をとりながら、計画の見直しを進めていきたいと考えております。

また、創業者支援の継続というかたちで大丈夫かという御意見いただいたんですけども、一応、商工会が主体になってですね、ワンストップ窓口ということで、開業から創業、あと、その後のフォローまでですね、しっかり行って、商工会、金融機関と町とですね、その中でしっかりとしたフォローで行っていききたいと考えておりますので、御理解願ひます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認めます。

これをもって質問を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
ここで10分間、休憩いたします。  
再開は、16時35分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第21、議案第14号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第14号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。この会計の現在の予算の総額は2億4,515万7,000円で、この総額に歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億4,555万円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額22万4,000円。職員の給与改定による人件費の補正になります。2、3、4は説明を省略させていただきます。18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4,000円の追加。令和6年1月1日からの産前産後期間の国保税免除措置に伴い、システム改修を行う必要があることから、その経費の補正をお願いするものでございます。

1款総務費 2項徴税费 1目賦課徴収費、補正額16万9,000円。職員の給与改定による人件費の補正により、3、4は説明を省略させていただきます。11節役務費、システムライセンス更新手数料6万2,000円の追加。国保介護系システムの更新に合わせてバージョンアップが必要となったことから補正をお願いするものでございます。なお、人件費の補正につきましては、議案の最後に給与費の明細を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額23万9,000円。一般会計繰入金です。

5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額15万4,000円。前年度繰越金となります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第22、議案第15号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第15号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は9,057万6,000円で、この総額

にそれぞれ91万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,149万1,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額91万5,000円。18節負担金補助及び交付金91万5,000円の追加。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料等負担金91万5,000円の追加。本年度の保険料増額に伴うものでございます。

つづいて歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料 1目特別徴収保険料、補正額54万9,000円。1節現年度分特別徴収保険料54万9,000円の追加。

2目普通徴収保険料、補正額36万6,000円。1節現年度分普通徴収保険料36万6,000円の追加。いずれも、令和5年度保険料増額に伴う追加となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 審議の途中ですが、本定例会に付議された事件が残りわずかでありますので、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を延長したいと思います。

お諮りいたします。

本定例会に付議された事件が全部終了するまで、本日の会議時間を延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、本定例会に付議された事件が全部終了するまで延長することに決定いたしました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第23、議案第16号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長(山下志伸) ただいま上程されました、議案第16号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は6,243万2,000円で、この総額に226万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,469万7,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費、補正額226万5,000円。17備品購入費226万5,000円。テ

イサービス利用者送迎車両の軽自動車の更新をさせていただくもので、現在、軽自動車で主に昆布、日出、湯里方面の方や、送迎ルートが別方向の方、またワゴン車では玄関先までつけることができない方などを送迎していますが、室内空間が狭いため、乗降、乗り降りがしづらく、また登録から12年経過している車体で傷みもありますことから、それに代わるドア開口部や室内が広く、電動の乗降シートリフトを装備した軽自動車を購入したく、補正をお願いするものです。

次に、歳入について、御説明いたします。5ページを御覧願います。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額226万5,000円。  
前年度繰越金226万5,000円を追加して、歳出に充当するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第24、議案第17号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第17号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億9,539万5,000円でございます。この総額に1,020万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億560万1,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算で、職員の手当改正等による人件費の補正を行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額51万円。2、3、4は説明を省略させていただきます。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額969万6,000円。特定財源その他765万8,000円につきましては、蒸気噴出宿泊業等逸失利益補償金です。こちらにつきましては、今年度発生いたしました蒸気噴出に伴う補償金で、営業に関わる不足経費分に充当するものです。10需用費765万8,000円。消耗品費43万5,000円の追加。一般消耗品8万円の追加。サービス用品35万5,000円の追加は、物価高騰により予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。燃料費63万4,000円の追加。軽油63万4,000円の追加は、使用量増加のため補正するものです。光熱水費658万9,000円の追加。7ページを御覧願います。電気料658万9,000円の追加は、電気使用量増加に加え、電気料の値上げのため補正するものです。26公課費203万8,000円の追加。消費税203万8,000円の追加は、令和4年度で一般会計からの繰入に伴い、特定収入が5%以上となったため、不足が生じることから補正するものです。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。  
3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額254万8,000円の追加。前年度繰越金です。

4款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第25、議案第18号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第18号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収

益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入では、第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額4,378万3,000円に、今回の補正予定額186万円を追加し、4,564万3,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億3,549万5,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億6,680万2,000円に今回の補正予定額280万8,000円を追加し、1億6,961万円とし、簡易水道事業費用の合計を1億7,633万4,000円に改めるものです。

第3条は、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款資本的収入 第1項企業債、既決予定額6,170万円から220万円を減額し、5,950万円に、第3項他会計補助金3,433万5,000円から27万8,000円を減額し、3,405万7,000円とし、資本的収入の合計を9,355万7,000円に改めるものです。

支出では、第1款資本的支出 第1項建設改良費、既決予定額7,487万1,000円から342万6,000円を減額し、7,144万5,000円とし、資本的支出の合計を1億3,000飛び30万8,000円に改めるものです。

詳細につきましては、後ほど補正予算明細書で御説明いたします。

なお、第3条の条文で記載しておりますとおり、予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額3,769万9,000円を3,675万1,000円に改め、また補填財源として記載している特別会計からの引継金718万5,000円を953万円に、消費税の資本的収支における調整額680万7,000円を649万5,000円に、現金支出を伴わない減価償却費にかかる留保資金2,370万7,000円を2,072万6,000円にそれぞれ改めるものです。次のページになります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の限度額を改めるもので、過疎対策事業債3,050万円を110万円減額し、2,940万円に、簡易水道事業債3,120万円を110万円減額し、3,010万円にそれぞれ改めるものです。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ございません。

第5条は、予算第8条で定めました議会の議決を経なければ流用でき

ない経費についてですが、職員給与費、既決予定額 1,342 万円に 17 万 8,000 円を追加し、1,359 万 8,000 円に改めるものです。

第 6 条は、予算第 9 条に決めました一般会計から補助を受ける金額 5,060 万 5,000 円に 158 万 2,000 円を追加し、5,218 万 7,000 円に改めるものです。

それでは、12 ページの補正予算明細書を御覧願います。

はじめに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入です。1 款簡易水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計補助金補正予定額 186 万円。1 節他会計補助金 186 万円の追加をお願いするものです。

次に支出です。1 款簡易水道事業費用 1 項営業費用 1 目配水及び給水費、補正予定額 263 万円。15 節委託料 47 万円の減。水道監視装置保守点検委託料 21 万 3,000 円の減。配水池ロボット調査清掃業務委託料 25 万 7,000 円の減。いずれも執行残です。18 節修繕料 310 万円。11 月に発生した漏水の修理費用と、今後漏水が発生した場合、修理費用に不足を生じるため、追加をお願いするものです。

2 目総係費、補正額 17 万 8,000 円。人件費のため、説明は省略させていただきます。次のページになります。

資本的収入及び支出です。

はじめに、収入でございます。1 款資本的収入 1 項企業債 1 目建設改良企業債、補正額 220 万円の減。1 節建設改良企業債 220 万円の減。三和地区簡易水道整備事業債 140 万円の減。貝川地区簡易水道整備事業債 80 万円の減です。

3 項他会計補助金 1 目他会計補助金、補正額 27 万 8,000 円の減。1 節他会計補助金 27 万 8,000 円の減です。

次に支出でございます。1 款資本的支出 1 項建設改良費、1 目建設改良費、補正額 342 万 6,000 円の減。15 節委託料 204 万 6,000 円の減。水道メーター更新業務委託料 133 万 1,000 円の減。道道名駒田下線老朽管布設替工事設計委託 71 万 5,000 円の減。いずれも執行残です。40 節工事請負費 138 万円の減。道道北尻別蘭越停車場線水道管布設替工事 138 万円の減。執行残です。3 ページにお戻り願います。

実施計画につきましては、補正予算明細書で詳細を説明いたしましたので省略いたします。また、5 ページから 11 ページにつきましては、財

務諸表及び給与明細書を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第26、議案第19号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第19号令和5年度蘭越町農業集落排水事業補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

第2条は、令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入では、第1款

農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額2億飛び470万6,000円から、今回の補正予定額940万5,000円を減額し、1億9,530万1,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億2,787万7,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。第1款農業集落排水事業費 第1項営業費用、既決予定額2億1,985万6,000円から、今回の補正予定額965万5,000円を減額し、2億1,000飛び20万1,000円とし、農業集落排水事業費用の合計を2億1,766万3,000円に改めるものです。

第3条は、令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計予算、第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款資本的収入 第1項企業債、既決予定額5,350万円から3,640万円を減額し、1,710万円に、第3項他会計補助金既決予定額655万円から補正予定額21万円を減額し634万円に、また第5項国庫補助金、既決予定額3,900万円から補正予定額3,836万8,000円を減額し、63万2,000円に、第7項負担金等、既決予定額204万円から、補正予定額200万7,000円を減額し、3万3,000円とし、資本的収入の合計を2,410万5,000円に改めるものです。

支出では、第1款資本的支出 第1項建設改良費、既決予定額7,800万円から、補正予定額7,673万5,000円を減額し、126万5,000円とし、資本的支出の合計を7,678万円に改めるものです。詳細につきましては、後ほど補正予算明細書で御説明いたします。

なお、第3条の条文で記載しておりますとおり、予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額5,242万5,000円を5,267万5,000円に改め、また補填財源として記載している特別会計からの引継金519万5,000円を691万円に、消費税の資本的収支における調整額867万1,000円を0円に、現金支出を伴わない減価償却費に係る留保資金3,855万9,000円を4,244万4,000円に改めるものです。また、当初予算で記載のない当年度未処分利益剰余金332万1,000円の追加につきましては、後ほど第7条で御説明申し上げます。次のページになります。

第4条は、予算第5条に定めました企業債の限度額を改めるもので、過疎対策事業債1,840万円を1,820万円減額し、20万円下水道事業債3,510万円を1,820万円減額し、1,690万円にそれぞれ

れ改めるものです。

なお記載の方法、利率及び償還の方法は変更ございません。

第5条は、予算第8条で定めました議会の議決を経なければ流用できない経費についてですが、職員給与費、既決予定額871万2,000円に20万5,000円を追加し、891万7,000円に改めるものです。

第6条は、予算第9条に定めました、一般会計から補助を受ける金額1億3,975万8,000円から961万5,000円を減額し、1億3,000飛び14万3,000円に改めるものです。

第7条は、予算第9条の次に、第10条利益剰余金の処分の条文を加え、資本的支出に対し、不足する資本的収入額に、当年度利益剰余金のうち332万1,000円を補填財源として充てるものです。

それでは、12ページの補正予算明細書を御覧願います。

はじめに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入でございます。1款農業集落排水事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額940万5,000円の減。1節他会計補助金940万5,000円を減額するものです。

次に支出です。1款農業集落排水事業費用 1項営業費用 1目農業集落排水費、補正予定額986万円の減。15節委託料986万円の減。施設管理委託料で執行残です。

2目総係費、補正予定額20万5,000円。人件費のため、説明は省略させていただきます。次のページを御覧願います。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

はじめに収入でございます。1款資本的収入 1項企業債 1目建設改良企業債、補正予定額3,640万円の減。1節建設改良企業債3,640万円の減。農業集落排水整備事業債です。

3項他会計補助金 1目他会計補助金、補正予定額21万円の減。1節他会計補助金21万円の減です。

5項国庫補助金 1目国庫補助金、補正予定額3,836万8,000円の減。1節国庫補助金3,836万8,000円の減。農業集落排水事業補助金です。

7項負担金等 1目工事負担金200万7,000円の減。1節工事負担金200万7,000円の減。ニセコ町からの建設改良費分の負担金を減額するものです。

次に、支出です。1款資本的支出 1項建設改良費 1目建設改良費、補正予算額7,673万5,000円の減。15節委託料43万5,000円の減。機能強化対策昆布地区数量算定業務委託料で執行残です。40節工事請負費7,630万円の減。機能強化対策昆布地区処理施設工事の減につきましては、令和5年10月5日に開催されました経済建設常任委員会におきまして御説明させていただきましたが、処理施設の機器更新を予定していたところ、機器の製作に時間を要し、今年度中の完了が困難であること、また、工事発注前に機器製作に時間を要することが判明したため、繰越等の手続きが認められないことから、今年度の工事を中止したことにより減額するものです。

なお、今後の昆布地区の処理施設の設備更新につきましては、スケジュール等を見直し、北海道と協議しながら進めていく予定です。3ページにお戻り願います。

実施計画につきましては、補正予算明細書で詳細を説明いたしましたので、省略させていただきます。また、5ページから11ページにつきましては、財務諸表及び給与明細書を添付させていただきますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第19号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。



本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第27、報告第1号所管事務調査の結果報告について、総務文教常任委員長から報告願います。  
7番難波議員。

○7番(難波修二) ただいま上程されました、報告第1号総務文教常任委員会所管事務調査について報告いたします。

令和5年9月1日に、税務課及び教育委員会に関する所管事務調査を行いました。皆様に調査報告書をお配りしておりますので、要点のみ報告させていただきます。

最初に、町税全般の状況について調査しました。

令和4年度の町税収入額は、前年度に比べ約6,000万円増となり、主な要因は、風力発電事業による固定資産税の増加によるものと説明を受けました。個人町民税、軽自動車税、たばこ税及び入湯税も増加しておりますが、法人町民税は資材価格や燃料費高騰の影響のため、前年より減少しております。

国保税の収納額は、加入している自営業者等の収入が減少したことで減となり、後期高齢者医療保険料は前年より微増しております。

今後とも、納税者の税の公平性と税収確保について努められ、後志広域連合との連携による滞納整理にも取り組まれることを期待いたします。

今後の動向については、森林環境税が令和6年度から徴収されますので、町の森林整備等に有効活用されることを期待いたします。

次に、教育委員会の所管事務について調査しました。

蘭越中学校は老朽化が進んで施設の改修が必要となり、令和4年度に改修基本計画の実施と検討委員会が設置され、検討協議が進められてきました。

改修内容は、将来的な生徒数減少に対応した適正な規模とするため、必要最小限のものとしており、令和5年度に実施設計、令和6年度から2か年で工事を実施すると説明を受けました。

改修工事に当たっては、生徒が利用しながらの工事となるため、安全

対策を最優先にし、騒音の出る工事については、授業に極力影響のないよう十分配慮して取り進めていただきたい。

つづいて、公営塾の運営状況について調査しました。

公営塾には、受講生の学習の相談や指導を行うため、2人の専任チューターが配置され、9月1日現在、小学生4名、中学生19名が登録しております。さらに多くの生徒が受講されることを期待いたします。

公営塾の様子を見学しましたが、7名の生徒が受講されており、チューターから学習の指導を受けたり、それぞれがタブレットに向かって真剣に受講しておりました。

オンラインを利用した質問などを活用する受講生はおりませんでしたので、積極的に活用して、より理解を深めることも必要に感じられます。

今後、受講生の拡大を図るために、費用負担などを含めた運営状況の改善や、より多くの生徒が受講できる仕組みを構築できないか、アンケート調査を実施し、課題等の把握に努めていただきたい。

以上、9月1日に実施した、総務文教常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

なお、9月29日実施分につきましては、副委員長の淀谷議員から報告をいたします。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 難波委員長に代わりまして、副委員長の淀谷から所管事務調査の報告いたします。

令和5年9月29日に、総務課、住民福祉課、健康推進課に関する所管事務調査を行いました。皆様に調査報告書をお配りしておりますので、要点のみの報告とさせていただきます。

最初に、財政状況の確認について調査をいたしました。

令和4年度の決算状況及び令和5年度の普通交付税、地方債と基金の残高状況等について説明を受けました。

今後とも厳しい財政状況の中で健全な財政運営に努められることを望みます。

次に、蘭越町地域公共交通計画の策定状況について調査をいたしました。

計画の策定に向けて、法定協議会が設置され、現在、地域公共交通会議

等の開催に向けて準備作業を進めているとの説明がございました。

地域住民が利用しやすく、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた計画づくりに取り進められることを期待いたすところでございます。

次に、防災ハザードマップ作成事業について調査をいたしました。新たに北海道が交渉した警戒区域の見直し等により、実効性の高い防災マップに刷新するとの説明がございました。

住民の防災意識を高める取組として、啓蒙啓発活動を進められることを期待いたします。

次に、第2回臨時会に上程された補正予算における気候変動対策係の五つの事業内容について、調査をいたしました。

1点目、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等の事業ですが、蘭越町地域新エネルギービジョンを改訂し、再エネ導入検討委員会を設置するとの説明を受けました。

2点目、再エネ最大限導入計画策定事業ですが、2050年カーボンニュートラル実現のため、地域住民、事業者及び行政が一体となって取り組むことのできる計画の策定が重要でございます。

3点目、海洋プラスチックゴミに関する企画展事業ですが、事業費の多くが備品購入に充てられておりますが、海洋プラスチックゴミが海洋に及ぼす影響等の分析資料を継続して展示されることを期待いたします。

4点目、海洋観測基地局運営事業ですが、港地区に海洋観測基地を設置し、周辺海域の海況観測を行うと説明を受けました。

将来的には海洋観測基地局で得られた周辺海域の海況情報を公開し、海難事故や津波情報などに広く利用されることが期待されます。

5点目、動物プランクトン分析事業ですが、動物プランクトンは、分布や生態が未知の種もたくさんおり、その生態学については、高度な専門的な知識や経験を要するため、研究成果を出すためには多くの時間と労力を要するものと考えます。

これらの事業については、地球規模の温暖化対策や国のエネルギー政策として果敢に取り組む必要がありますが、関係機関や専門家との連携のもとで、事業の趣旨を着実に広めて地域住民の理解を得ながら、一歩ずつ進めることが大切であると考えます。

続いて、第4次蘭越町地域福祉計画策定状況について、調査いたしました。

これまでの取組をしっかりと検証し、よりよい計画の策定と、支えあい、助けあいの輪が広がり、充実した地域社会の実現を目指されるように期待します。

次に、子ども子育て基金の運営状況について、調査をいたしました。

現在、約2,500万円をかけて、各種事業の展開と、令和6年度には0歳から2歳児の保育料の無償化を検討しているとの報告がございました。

子ども子育て世代に関わる関係課局が連携し、具体的かつ効果的な事業経過が推進できるように期待いたしております。

つづいて、出産子育て応援給付金事業の状況について調査をいたしました。

妊婦さんに寄り添った活動を取り進めていくためには、保健師の確保は重要でありますので、現在の担当者の業務負担等を把握して、今後にも備えることも必要であると考えます。

次に、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業の概要について調査をいたしました。

町では国の取組以前より、様々な教室の開催などでフレイル予防に対応してきているところですが、今後も対象者へのアプローチをしっかりとつなげ進めていくことを期待いたすところでございます。

最後に、統合した高齢者生活福祉センターこんぶの運営状況について調査をいたしました。

めなとこんぶを一つに集約しましたが、統合による混乱もなく、充実しております。

現状として、介護員不足、運転手不足が懸念されますので、必要な人材の確保を切に願うところでございます。

この度の調査をもちまして、当委員会の所管事務調査は全て終了いたしました。各担当課の職員の皆様の御協力に感謝し、当委員会の最終報告といたします。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査の報告を終わらせていただきます

○議長（熊谷雅幸） これをもって、報告を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第28、報告第2号所管事務調査の結果報告

について、経済建設常任委員長から報告願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、報告第2号経済建設常任委員会所管事務調査の結果について、御報告いたします。

令和5年9月22日に農林水産課、10月5日に商工労働観光課と建設課の所管事務調査を行いました。皆様に、調査報告書をお配りしておりますので、要点のみ報告させていただきます。

まずはじめに、9月22日に実施した農林水産課の所管事務調査について報告いたします。

1点目の新規就農者育成対策事業についてですが、新たな新規の就農事業として、令和5年度から実施されております新規参入農業研修生、研修生を受け入れる指導農家、親元就農者に対し支援するもので、8月末現在で新規参入農業研修生の希望者は、水稻で1件、トマト農家で2件、親元就農者が1件とのことでした。

来年以降も数名の希望者があり、基本的にトマト農家とのことでしたが、本町の水稻農家の将来を考えると、水稻農家への承継策の検討も必要と考えます。

また、就農後の支援策も大事であると感じますので、今後検討いただき、新規就農者が地域に溶け込み、就農を持続できるような対応を望みます。

次に、蘭越産酒米試験栽培事業についてですが、米の名産地である本町で、らんこし米ブランドを生かした地域活性化、特産品開発につながることを期待し、今年度から本町の農地を活用し、酒米の試験栽培の取組が行われています。

栽培品種は、北海道産と茨城産の山田錦、富山産の五百万石の3品種で試験栽培を行ったということでしたが、調査時点では、茨城産の山田錦が生育の遅れが見られましたが、ほかの2品種については適期刈り取りの時期と感じたところです。

酒米栽培は、気候や栽培方法等により違いがあり、難しいこととは思いますが、試験栽培により育てた酒米による酒造りが、町の特産品開発につながるよう期待しております。

次に、薬用植物を軸とした地域活性化事業についてです。

下阿達については、生産農家も増えて、規模の拡大が図られており、ジ

ンやハーブティー、ジュースなどの試作品等の取組を行っているとのことでした。高麗人参については大変難しいようですが、専門家の指導を受けながら取り組んでいくとのことでした。

延命草については、昨年度の成分分析で活性化作用があるとの報告を受け、活用に向け、シミックホールディングスが企業への売り込みに取り組んでいるとのことでした。

薬用植物については、成分や効能による効果を明確にしていくことが今後の販売に向け大事なことと考えます。今後の取組により、農業者所得の向上や特産品開発により、地域振興につながることを期待しております。

次に、エゾシカ・アライグマの有害鳥獣対策についてです。

被害が年々増加傾向にあり、農業者の皆さんも大変苦労されているとのことでした。

捕獲に対する謝礼金、狩猟免許取得費用補助、捕獲用品の貸し出しなどを行い、近隣町村の中でも本町の鳥獣対策の取組は非常に努力されていると感じていますが、今後、近隣町村とも駆除体制の強化を図り、より有効な有害鳥獣対策を進めていただきたいと思います。

つづいて、10月5日に実施した商工労働観光課、建設課の所管事務調査の報告をいたします。

はじめに、商工労働観光課について報告いたします。

1点目の創業支援事業についてですが、創業に係る費用の一部を助成するもので、本年4月から事業が開始されました。

事業開始から想像以上に申請件数や問い合わせ件数があるとのことで、2件が申請済みとのことでした。

事業申請は、商工会が窓口となり、事前審査を行っているとのことですが、商工会とも連携しながら、創業後の支援も検討し、よりよい事業となるよう進めてほしいと思います。

次に、株主優待企業勧誘事業についてです。

らんこし米を株主優待として購入していただいたのが始まりとのこと、昨年からはシミックホールディングス以外の企業にも参画していただきたいということで営業活動を始めたとのことでした。

今後の事業推進に向けては、高評価のらんこし米を安定的に確保することが重要であり、品質管理の徹底に努めていただき、また、生産者の所得向上に結びつく取組について考えていただきたいと思います。

次に、建設課所管事項について報告いたします。

1点目の、旧昆布診療所改修事業についてですが、7月上旬から着工し、調査時現在の進捗状況は、建築主体で38%、電気設備が2%、機械設備が27%の状況で、現地調査でも確認しましたが、構造体については比較的状况が良く、特に問題はなかったとのことでした。

また、工事を進める上で、工事車両の往来等、通学児童や保育所送迎、近隣住民の安全対策に配慮しながら進めるよう指導しているとのことでした。

これから雪を見ながらの工事となりますが、安全管理を徹底し、順調に進めていただきたいと思います。

また、緑ヶ丘団地内に設置された児童遊園木製遊具の現地調査も行いましたが、今後の維持管理を徹底し、大切に使用していただきたいと思います。

次に、さくら団地定住促進住宅建物提案型買取事業についてですが、12月上旬に履行期限として進められており、完成後の応募に係る問い合わせもあるとのことでした。

来年度以降も建設計画があるとのことでしたが、敷地内での冬季間の除雪に伴う雪堆積場の確保も検討しながら進めていただきたいと思います。

次に、町道等の除排雪業務についてです。

町道除雪の課題として、全国的に重機オペレーターが高齢化し、若い人のなり手がいないというのが、本町でも例外ではないとのことでした。

有料の私道除雪については、2年前から業者との受益者の直接契約としておりますが、有料除雪を依頼する方にどの業者が行うかを周知するため、早期発注という考え方で入札を10月に行うとのことでした。

有料の私道除雪については、住民からの問い合わせや指摘事項もほぼないとのこと、町民も理解されていると思われました。

今後とも、事故なく除排雪が行われるようお願いいたします。

最後に、昆布地区機能強化事業の今後の方針についての報告があり、令和4年度から終末処理場の機械類の更新を図っている事業ですが、半導体不足により、機械の製作に必要な量が確保できないとのことで、今年度の事業を中止せざるを得ないとの結論に至ったとの報告がありました。

半導体不足は、今後も続くことが予想されることから、終了予定が当

初より2年延び、令和10年度までとし、進めたいとの報告がありました。

なお、2年延びることにより、施設の機能については通常の維持補修、オーバーホール等の実施により問題がないことを確認しております。

この度の調査をもちまして、当委員会の所管事務調査は全て終了いたしました。各担当課の職員の皆様の御協力に感謝し、当委員会の最終報告といたします。

以上、経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、報告を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第29、報告第3号例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第30、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 5時39分 閉会